

在日華商の社会組織とその商業ネットワーク

——長崎福建会館の事例を中心に（1860～1950年代）——

廖 赤 陽

はじめに

本稿では、長崎華商の組織——「福建会館」に残された帳簿や議事記録、そして会員らの商業書簡などの内部資料に基づいて、従来ほとんど知られてなかつた同会館の活動の歴史を細密に復元する基礎作業を行うことを試みたい⁽¹⁾。

これまで、日本華人社会に関する包括的研究には、内田直作の精力的業績があげられる⁽²⁾。そして、個別の商帮や社会組織のケーススタディを見ると、函館については、斯波義信が12世紀以来の中国の社会・政治構造、生産・消費、地域開発と都市化、人口移動と環境変遷などの幅広い背景の下に華僑の問題を捉え、歴史の長期波動の中において、国内外の連続的な移動を分析することによって寧波帮の日本進出を把握し、広域化した同帮華商のネットワークの中に函館華僑社会の成立を位置づけた。また、阪神方面の華人組織に関しては、山田正雄が行った中華会館の研究のほかに、許淑真が第二次世界大戦後の神阪留日華僑総会を取り上げ、同組織の成立に至るまでの経緯やその組織構造・機能及び本国政府とのかかわりなどを明らかにした⁽³⁾。さらに、本稿の扱う対象である在日福建出身者の活動に関する研究を顧みれば、蒲地典子が長崎県庁の関係文書を利用して、福建会館の早期の歴史について、先駆的研究を行った。

また、茅原圭子・森薦茂がフィールドワークの手法を活用して、福清幫の呉服行商人の商業ネットワークの実態を描き出した。なお、曾士才・吉原和男・谷口裕久・許淑真・唐文基諸氏が、在日福州（福清）幫の同郷組織の形成やその伝統的行事、婚姻慣習、及び故郷との関係などを究明する作業を行っている。上述の研究のほか、資料面では、在日福建系の同郷団体からの刊行物などが、同幫華人組織の機能構造やその活動の歴史に重要な手かかりを提供している⁽⁴⁾。

主要開港場別に華人社会に関する研究蓄積を見ると、函館には、前掲の斯波義信の業績があり、阪神方面では、鴻山俊雄、西口忠などの研究がある⁽⁵⁾。そして、横浜の華人社会については、伊藤泉美、山下清海などの業績があげられる⁽⁶⁾。長崎の華人は、上述の開港場の華人と比べれば各方面から研究対象として取り上げられてきた。たとえば、長崎対外交渉史ないし日中貿易・交流史の分野において、近世の唐船の渡来、在留唐人の系譜、会所貿易制度などが取り上げられた。他方、在留華人の地域社会の形成という面では、江戸時代から明治初期にいたるまでの唐寺・唐館・墓地・会館公所などの華人社会の諸組織の発生についての研究、あるいは宗教行事・風俗・生態、これに関連した文化の伝播・融合・変容の過程についての研究も行われた。さらに、開港以降の条約制度下の居留地問題や西洋商人とともに進出した華商の貿易活動なども研究の射程におさめられてきた⁽⁷⁾。しかし、長崎華商に関する研究は時期的には近代以前から明治前・中期に集中しており、1880年代以降の研究が少なく、20世紀以降における華人社会組織に関する専門研究はほとんど見られない⁽⁸⁾。

在日華人については、上述のような研究史があるが、近年来新たな潮流が現れている。これは、華人社会自身の形成・発展という文脈や、日中交渉史・日本地方史の一側面としての日本華人史という文脈にとらわれず、開港後の日本を取りまく国際環境やアジアにおける広域的交易ネットワークの背景の中には在日華人を歴史的位置づける試みである⁽⁹⁾。

本稿は、上述の研究史及び最近の潮流を踏まえた上で、長崎華人のローカル・コミュニティーの形成・発展に注目し、基本的に地縁組織である福建会館に対して以下の二つの側面からの分析を行いたい。それは、第一に構成員である同郷華商の移動過程を商業活動の側面から歴史的に把握すること、第二に東アジア・東南アジアの開港場の間に広域的に展開していた華商の商業ネットワークと同会館との関わりを解明することである。具体的には、福建会館の歴史に関する基礎データの復元作業を通して、「福建」という地縁的媒介によって結ばれた一群の華商が、渡来から定着へという歴史的過程の中で、如何に時代と環境の変遷に柔軟かつ多様に対応し、自らの社会・文化生態を持続・変容・発展させながら、東アジア・東南アジアに及ぶ広域的ビジネス・ネットワークの機能を維持していったのかという面に関する歴史像を詳細に描き出すことを目的とした。本稿の対象時期は、福建会館が創立された1868年から、現存する同会館の資料の最終年度である1959年までとするが、そのうち特に1880年代から1940年代を取り上げたい。

第一節 華商の日本進出と福建会館の成立

I 華商の日本進出とその背景

近代以前、華商はインド・アラビア商人とともに広域的商人集団としてアジア域内の伝統的通商貿易網を支えてきた。中国商船の長崎来航は、およそ16世紀中期以降に始まったと言われている。17世紀初期には日本各地での唐船の自由貿易が許されていた。その後、唐船などの外国船の来航が増加する中で、江戸幕府はキリストン宗門弾圧及び外国貿易統制の強化をはかった⁽¹⁰⁾。華商は、一方でキリストン宗門に属さないことを幕府に表現するために、他方で異国他郷の貿易活動における商人同士の人的結束を強化するため、各地方の出身者ご

とに自発的に仏寺を建立した。1620年代、長崎に最初の唐寺—南京寺（三江幫）・福濟寺（泉州幫）・崇福寺（福州幫）が来航の船主などしていた華商によって建てられた⁽¹¹⁾。内田直作は、唐三寺を日本華人社会組織の嚆矢であると見ており、彼は、唐寺の創立過程について中国国内の他都市に進出した同郷の客幫がつくった会館・公所と同じ傾向が見られると指摘し、唐寺を一種の宗教ギルドと呼んだ⁽¹²⁾。唐寺のもつ、祭祀・友誼・相互扶助、社会公共事業などの精神的・世俗的諸機能は、安政開港以降の会館・公所及び中華商会・中華会館などの組織に継承された。

また上述の三唐寺のうち、二寺が福建系の商人が建てたものであることは、福建商人の長崎貿易における地位の重要性を物語っている。近代以前、中国の国内統一市場は未成立で、人口・資源の集中するいくつかのコアを中心に地域的商圈が並立し、それにともなって、山西・安徽・廣東・福建・浙江・山東などの地域的商人集団が広域的商業権の独占をねらって競合・併存してきた⁽¹³⁾。そのうち、福建商人が操舟に長じ、宋元時代以来の南方開発に伴って海外貿易で活躍したことは、数多くの先行研究によって指摘されてきた⁽¹⁴⁾。

海外貿易における活躍を背景に、福建商人は長崎貿易においても優位を占めていた。17世紀に、長崎に渡航した唐船の隻数を見れば、福建商船が最も多い。唐船来航の増加にともなって1603年に設けられた唐通事制度は250年間続いたが、任命された唐通事のうち福建省出身者の数は江蘇・浙江諸省の出身者を遙かに上回った⁽¹⁵⁾。17世紀の福建海商集団の著名な首領、例えば泉州人の李旦・漳州人の歐陽宇・顏思齊などは、ともに日本を拠点に中国東南沿海、台湾及び東南アジアに及ぶ貿易ネットワークを築いた。そして、彼らに取ってかわった福建南安人の巨商鄭芝龍・鄭成功父子の勢力は、1683年の清朝による台湾統一まで、オランダなどの西洋勢力と競って中国・日本・南海貿易の利権を一手に納めた⁽¹⁶⁾。

18世紀以降、清朝の弁銅官商・額商制の成立にともなって、福建から出航す

る商船の数が減少する一方、江・浙商人の勢力の台頭が見られた。しかし、これは必ずしも福建商人の長崎貿易における勢力衰退とはいえない。従来福建を拠点にしていた商人が、貿易拠点を江・浙に移し、すぐれた航海・貿易経験を以て、江・浙船に乗って長崎に渡航したのが実情なのである⁽¹⁷⁾。同時期に清朝は、廈門—南洋、広東—西洋、寧波—日本という三地分離の対外貿易統制の政策を実現したが、そのいずれの地域の貿易においても福建商人の果たした役割が大きい⁽¹⁸⁾。

19世紀にいたるまで、華商や西洋商人による長崎貿易は、朝鮮—対馬、琉球—薩摩、および松前—蝦夷などの諸関係とともに、鎖国体制下の日本対外貿易の窓口となっていた。長崎貿易には同時代における東アジアの国際システムの一側面が反映されている。長期にわたって行われた海外貿易経験により蓄積された華商の取引のノウハウとその人的ネットワークは、安政開港以降の彼らの日本進出を準備した。

19世紀中期の中国と日本の開港は、東アジアの貿易の新たな時代の序幕を開けた。同時代の交通運輸・情報通信の技術革命は、世界市場の急速なネットワーク化の条件となった。この時期、近代的金融機関であるヨーロッパ系銀行は相次いで東アジアの貿易都市に本・支店を設立、錢莊・信局・票号などのアジア域内の華人の在来金融ネットワークと交錯する状況となった。アジア域内貿易は、この時期に拡大していくが、世界金融市場と連動する多階層・多回路の貿易決済網がそれを支えていたのである。

19世紀中期から20世紀前期までの時期は、歴史上華人出国の最大のピークでもある。この百年間の海外移民数は、数百万人の「華工」を含めて、およそ1千万人であるともいわれている。その移民先も東南アジアを始め、アメリカ、オーストラリア、ヨーロッパ、アフリカなど、ほぼ世界全域に及んでいる。彼らは鉱山・鉄道・農園労働者として働き、他方で商業にも進出した。華人の社会組織が発達したのもこの時期であり、さまざまな地縁・血縁団体が結成され

て、同じ出身地の者が特定の経済活動領域で優位性を保つという幫別分業体制が確立された。こうした時代的背景の下に、華商は開港後の日本に素早く進出した。

開港初期、長崎県当局の通達により、唐人貿易は旧慣に従って行われていた。しかし、その後、ほかの諸港の開港によって外国貿易における長崎の俵物の取引における独占的地位が失われ、それに伴い、交易機関としての唐人屋敷の必要性はなくなり、1868年から処分が始まった。1871年に日清修好条規が締結されるまで、華人は無条約国民の地位にあったが、彼らは旧慣に従って取引するか、または欧米商社の使用人、あるいは多額の名義料を払って条約国民の名義を借り受けて自由通商に参加し、海産物の輸出貿易をほぼ独占した⁽¹⁹⁾。1871年の日清修好条約および附属通商章程の締結により、華人は条約国民の法的身分を獲得し、独立した商人として日本の各主要開港場へ自由に進出することができるようになり、19世紀末から20世紀初頭にかけての時期には、日清・日露戦争、第一次大戦を背景にその全盛期を迎えた。

1880年代、居留地の撤廃とともにあって華商の勢力が拡大、取り扱い商品も従来の海産品など伝統的日常消費品のほか、綿製品などの新しいアジア向けの工業品にも広がった。こうしたアジアからのインパクトを象徴する華商の動き及び日本側の対応は、近代日本の国際環境と、その産業化の歴史的契機を示す重要な特質の一つとも見られている⁽²⁰⁾。日清戦争の勃発は、大勢の在日華商の一時的引き揚げという結果を招いたが、日清戦争後には対台湾貿易の急拡大などにともなって、在日華商の勢力は戦前より大きく伸びた。

19世紀末から20世紀初の10年間は、日本の大手企業が華々しく登場する時代である。これらの大手企業は、三井物産の例に見られるように、総合商社のかたちを探っており、事業の永続的発展に備えて、高度な組織化を行い多地域への進出と多角的経営で巨大な事業を展開した⁽²¹⁾。こうした大手企業の隆起に直面して、在日華商の対外貿易に占める重要性は後退せざるを得なかった。し

かし一方で、中小企業的ネットワーク経営を基礎としていた華商は、貿易活動を通して、近代的経営を行う大手企業と在來的経営を象徴する問屋・零細企業との間の橋渡しのような役割をある程度果たした。彼らは、商品の性質や生産手段などの面で、大手企業がそのスケール・メリットを發揮しにくい領域、例えば、海產品・雑貨・漢方薬材・豆類雜穀・綿花・マッチなどの取引において、依然として従来からの優位性を維持することに成功した。第一次世界大戦期の1915年から18年まで、日本の対外貿易は4年続きで巨額な出超を実現した。こうした輸出主導の大戦好況の波に乗って、華商もかつてないほどの営業景気を記録した。しかし、20年代末の金融危機は、華商にも大いに波及した。在日華商のみならず、台湾・香港・東南アジアにおいて、倒産に追いついた商号は少なくない。その悪影響は華商のネットワークに連鎖的に起きている。

この時代は、中国の国家形成への胎動と連関して、華人のナショナリズムが高揚する時代でもあり、中日の矛盾が激化した時代でもある。日本の中国侵略政策、および華人側の反発としての日貨ボイコット運動は、同時期の在日華商の貿易に深刻な影響を与えた。30年代後期から40年代初頭にかけては、中日戦争、太平洋戦争が勃発し、在日華人は日本政府の命令により、一地方一組織にまとめられて帮組織は表面的には消滅した。さらに、日本の中国・南洋侵略により、在日華商の東アジア・東南アジアに及ぶ交易ネットワークの機能は一時的に麻痺した。

II 商業移住のパターンと地縁組織の発達

東南アジアおよびアメリカの華人社会と比べて、日本の華人社会には、以上の諸時期に共通する、次のような基本的特徴が検出されうる。

1. 商業移住のパターンと移動ルート

安政開港以降に渡來した華人の大多数は貿易商、問屋、買弁、行商、雜貨業、職人などの商人・職人集団によって構成されていた⁽²²⁾。その歴史的背景としては、前述のように、前近代から持続的に行われてきた華商のアジア域内貿易・及びそれに伴う人口・資源・技術・資金の交錯と移動などの諸点が挙げられる。こうした背景の他に、近代になって商業移住型の社会が形成された直接的原因の一つに、明治 32 年に公布された内務省勅令第 352 号、及び 42 号によって労働者の入国、及び彼らの元居留地と雜居地以外の居住が厳しく制限されたことがある⁽²³⁾。次に、日本華人社会の職業構成の基本的定型を示す 1925 年の在留華人の業種別人口統計表を掲げる（表 1 1925 年在日華僑職業表）。

また、近代在日華人の日本国内移動の全体的趨勢には、南から北へ・開港場から後背地へという傾向が見られる。開港以降に先ず上陸した開港場は、地理的に近く、かつ近代以前から取引のあった長崎港であった。次いで、新たに開港場が増設されるにしたがって、神戸・大阪・横浜・函館などの開港場にも拠点を築き、北へ北へと進出していった。また、時間的に先に進出し、比較的勢力の大きな幫派は、まず開港場などの中心的市場を占拠し、進出が遅れ、比較的勢力の弱い幫派は、後背地に進出することとなった。こうした商人の移住のあり方は、中国国内の移住と同じパターンであると指摘されている。

2. 同郷組織の発達と帮別分業体制

唐館貿易時代、日本の華商社会では、三江・漳泉（廈門）・福州の三幫が鼎立し、広東幫の勢力は微小であったが、安政開港以降、広東人は神奈川、函館などの開港場へ他の幫より先立って進出した。その背景には、幕末から明治初年の日中貿易が欧米商社の介入によって営まれたもので、これらの商社は日本進出前に中国に進出して、特に広東や香港などに貿易拠点を構えていたという事情があった。広東十三行時代から西洋商人と密接な関係を有していた広東人は、通訳・買弁などの身分で欧米商社の日本進出にともなって渡日したのである。

在日華商の社会組織とその商業ネットワーク

表1 在日華僑職業表（1925年12月現在）

業種	人數	業種	人數	業種	人數	業種	人數
(一) 庶業							
官公吏	29	学生	1545	美術家	7	其他諸事務員	23
官公衛雇	1	技師技手	5	音楽家	3	船員	9
軍人軍属	2	新聞通信記者	2	通訳	1	タリマン	8
宣教師僧尼	14	医師	5	速記写字生	1	遊芸家	28
学校教師	34	接骨業	1	会社商店員	1575	見習研究員	6
						合計	3302
(二) 商業							
貿易商	775	荒物商	2	土木建築請負業	4	菓種商	11
毛織商	2	小間物商	9	保険代理業	2	柳行李商	1
洋服商	25	海產物商	14	両替業	19	沖商	33
呉服商	35	獸肉商	8	宿屋下宿業	14	自転車商	1
雜貨商	90	栗商	6	仲買商	21	菓子パン商	8
鉄物商	2	其他食料品商	23	陶磁器商	12	雜穀商	3
書籍商	2	呉服太物行商	1263	宝石商	9	茶商	6
時計商	1	雜貨行商	103	文具玩具商	3	酒類商	2
皮革商	5	海運業	3	ラダス商	1	小間物行商	16
石油薪炭商	1	船舶積卸請負業	17	*類商	3	壳菓行商	4
							合計
							3924
(三) 農業・養殖業							
農業	2	養殖業	3				合計
(四) 工業							
家具製造業	15	洋服裁縫業	118	麺類製造業	11	ベンキ塗業	13
藤椅子製造業	22	ピアノ製造業	7	菓子パン製造業	19		合計
(五) 労働者							
印刷職工	76	靴職	18	ピアノ製造業	19	理髮業	1901
電工	6	皮革加工職	47	家具製造業	70	大工業	13
呉織	8	腸詰製造業	11	針金細工製造業	24	洋服裁縫業	585
煉瓦瓦職	5	料理人	1920	ベンキ塗業	155	藤椅子製造業	146
						合計	5020

外務省記録『在本邦諸団体調査関係雑件』(1938年12月 門類項目号: K37014) により

上表から見れば、貿易、サービス業、および専門技術を持つ職人は、日本華僑の主な業であることがわかる。上表の一類の「庶業」のうち、会社商店員と学生を除けば、残った数は極めて少ない。そして、二類の「商業」の人数に会社商店員も入れれば、商業関連の人口数は、在日華僑の在職人口の半分に近い比重を占めていた。なお、二類の経営者たる「商業」人口のうち、貿易商、海產商、海運業、保険代理業、両替商、茶商、毛織商、洋服商、雜貨商、宝石商、仲買商、雜穀商、船舶積卸請負業など、外國貿易に携わるものは、在日華僑トップに立つものであり、そのほか、飲食業及び理髮業等のサービス業者は商業人口の中間層を構成している。そして商業人口の底辺を構成したのは、呉服行商を中心とした商人である。三・四類の農業・工業人口は極めて少ないが、そのうち、「工業」と分類された者は主に加工関連の分野の者であり、同分野において、人数が圧倒的に多いのは、裁縫業であり、それに次ぐ者は麺類・菓子パン製造業であった。そのいずれも三刀業と関連している。五類の「労働者」は在職全人口の半分を占めているが、しかし、これは、筋肉労働者ではなく、高度な専門技術を持つ職人集団であった。そのうち、料理・理髮・洋裁職人、いわゆる「三刀業」がもっとも多い。なお、上表に掲げている「タリマン」・「ラダス商」は、具体的にどんな業種であるかは不明。

こうして、近代の日本華人社会では、四幫並立の局面が現れた。さらに、第二次世界大戦後、中国国籍に戻った台湾人を加えて、今日に至るまで日本華人社会では広東・台湾・三江・福州・廈門という五つの地方的性格を有する幫派の並立状況が続いている。

開港以降、各開港場において会館・公所などが普遍的に成立したのは、日清修好条規締結前後の1860～70年代の間である。長崎においては、1868年に福建会館（八閩会館）が設立され、続いて1870年代に広東会所と三江会所が創設された⁽²⁴⁾。

1867年、兵庫の開港に伴って、広東・三江・泉州の三幫の貿易商が素早く神戸に商業拠点を作った。そのうち、進出が最も早かったのは福建幫であり、その主な者は長崎から移ってきた者であった。1870～71年に、泉州商人は王明玉の復興号内に結集して、「八閩会所」を作つて、後に「福建商業會議公所」と改名した。そのメンバーのほとんどは、もと長崎福建会館の会員であり、王明玉自身は、神戸に来る前、長崎福建会館の会頭であった⁽²⁵⁾。大阪の福建幫は、神戸と違つて、もっぱら呉服行商であり、彼らは南部諸省の出身者が組織した大阪南幫商業公所に属していた。横浜の場合、泉州幫の商号の数が少ないために、三江幫に加わった。そのほか、貿易商ではないが、福州幫の料理業、製麵業、雑貨、呉服行商などが新興福建連合会を組織した⁽²⁶⁾。函館において、広東・福州・三江幫の進出が共に見られたが、三江幫の勢力が最大であった⁽²⁷⁾。

いうまでもなく、こうした華商の移動とその組織化は、彼らが華商のアジア域内貿易のネットワークの一環に取り込まれたことを意味する。日本の開港場の華商は、中国本国の支店または本店である者が少なくない。各幫の華人は、自らの出身地または移出先の資源や技術及び歴史的・社会的諸条件を媒介にして日本に進出し、特定の取引領域において一定の優位性を占めるような幫別間の分業体制を形成した。

明治初期の長崎の場合、福建・三江幫は、海産・薬材・雑貨などの貿易商が

ほとんどであるのに対し、広東幫はかなりの数の職人と傭工を抱えていた。なお、福建幫の内部においては、閩南幫に貿易商が多いのに対し、福州幫には呉服行商人がかなりいた。神戸の華商は主に纖維製品・雑貨・海産物などを扱う。そのうち、三江幫は対華中貿易に長じていたが、広東幫と福建幫は主に華南・東南アジア相手に貿易を行っていた。広東幫は香港経由の貿易ルートに優位性を保っていたのに対し、福建幫は台湾ルートの貿易に強かった。広東・福建人は貿易商ではなく、外国銀行や汽船会社の買弁である者も少なくなかった。大阪の華商は、同地の発達した紡績産業等に依存し、北幫華商は、奉天・東北諸省に纖維製品・雑貨・海産品等を輸出し、南幫の者は華中・華北に纖維・雑貨・銅・機械を輸出していた。阪神と比べて、横浜の場合は、対欧米貿易が主であり、対中貿易の比重が低かったために、雑業を生業とする華人が圧倒的に多く、そのうち特に広東幫の勢力が大きかった。そして、函館は主に三江幫の勢力範囲であり、海產品が取り引きの中心だった⁽²⁸⁾。

外国貿易商や飲食業・雑業者などが開港場を中心に活動したのに対し、福州(清)幫を中心とする呉服行商人は、同郷の人的ネットワークを頼りに資金・貨物を調達し、内地の辺鄙な農村を足場にして、品物を背負って一軒一軒農家を回る訪問販売を行い、日本内地の流通市場の末端に進出した⁽²⁹⁾。

以上のように、各幫の会館・公所は発展傾向を見せたが、他方で19世紀末から20世紀初頭にかけて華人社会には更なる統合の動きが見られ、日本の各開港場において、中華会館や中華商務総会(総商会)などの組織があいついで成立した。また、この時期には、中国国内で列強と競合して民族の自立をはかるために、商業振興の重要性が朝野共に認識され、商会を組織することが商務振興の重要な一翼を担うにいたった。20世紀初頭、上海・天津両地を先頭に商業会議公所(後の商務総会・総商会)が成立し、1903年清政府は商部を設立し、翌年に同部は商会の設立を勧める通達を出した。この一連の動きの影響で、中国国内のみならず、海外の華人居留地の商会の設立が各地で普遍的に見られた。

日本の中華会館や総商会など，在日華人社会を統括する組織は、従来の帮の基礎の上に結集されたものであるが、一方で同時代のナショナリズムの流れを汲むものでもあった。

III 長崎福建会館の成立

長崎福建会館の成立年代に関して、内田直作は長崎市館内町に所在する福建会館旧跡にある「重修福建会館碑記」(1897年立)の碑文を根拠に、同碑が立てられた時点より100年遡った18世紀末に福建会館が成立したと推定した⁽³⁰⁾。しかし、上掲碑記より10年前に作られた長崎『八閩会館総簿』の巻首には、「茲我八閩会所創自同治七年(1868)」⁽³¹⁾と明記されている。両者ともに同時代の福建会館に残された一次史料であるが、そこに記された成立年代には百年以上の開きがある。そこで、同上碑記に記されている「始建迄今殆百余年之久…乃以風飄雨灑墻塌棟傾為虞…斯館將崩，若緩不修，必墟且廢」という文言を再吟味し、さらに1896～98年の間に同会館が改築されたという経緯を合わせ考えると、100年近く前は会館組織の成立年代ではなく、その所在する建物の建築年代であると見なすことができる。つまり、八閩会館所在の建物は、18世紀末に建てられ、福建幫同士の議事・宴会の場として使われていたのであろう。しかし、建てられてから既に百余年の歳月を経て、風雨にさらされて倒壊する恐れがあったので、1897年に改築工事が行われ、福建会館と改称したのである。

日本における華人の会館・公所組織はいずれも日本開港以降、とりわけ日清修好条規締結前後に、華商の進出に伴って各開港場において行われたものであった。福建会館のみがこれより一世紀先立ってつくられたとは考えにくい。しかし、長崎貿易と福建人渡来の歴史的背景を考えると、八閩会館が正式に成立した1868年以前にも福建の商人や船員らが既に館内町の同建物を利用して集会などを行っていたことは十分ありえるだろう。

第二節 福建会館の組織構成と会員

I 長崎における華人社会組織

1934年の内務省警保局の調査によれば、長崎における中国人の組織は21団体あり、その性格によって、およそ次のように分類できる。

1. 三江・広東・福建三大幫に関係する各地縁組織。
2. 長崎華商商会（中華総商会）や中華理髮連合会、長生会（洋服仕立業）などの業縁組織。
3. 公余俱楽部・長崎華僑救済会のような娯楽・親睦・慈善組織。
4. 時中学校を中心とする華僑教育関係の団体。
5. 留学生会関係の団体。
6. 国民党駐日長崎直属支部のような政治団体⁽³²⁾。

上述の各団体の中で、福建幫・広東幫・三江幫という三大幫が中核的な位置を占めていた。しかし、これらの地縁組織は、表向きに見れば地縁的に結ばれた団体であるが、その内実は業縁団体であった。福建会館を例にすると、同組織は、同郷会というよりも、むしろ同郷の商人の結合体である。ほかの二大幫の組織構成も福建幫と全く同じであった。そして、長崎華人社会の最上位組織としての中華総商会は、在来の三幫を基盤として構成されたものであった⁽³³⁾。

II 福建幫諸団体

長崎福建幫は、さらに閩南幫と福州幫という二つのサブグループに分けられる。前者は閩南語を使う廈門・泉州・漳州・永春などの福建南部の出身者により構成されており、後者は福州語を使う福州・福清などの福建中部地方の出身

者から成っていた。

1. 閩南幫と福州幫

閩南幫の組織は「泉漳永公所」と称される。その正確な創立年代は不明であるが、上記の内務省調査によれば、当公所は泰益号の所在地である長崎新地町二十五番地にあり、役員三名、会頭は泰益号の経営者の陳世望であった。その創立の主旨は

福建省廈門出身者相互ノ親睦ヲ計ス、又ハ貧困者ノ救助ヲナシ、不良者ノ送還ノ旅費支出等ノ目的ヲ以テ創立セラル。

と記されている⁽³⁴⁾。つまり、親睦・慈善事業を主旨としており、同時に、居留地における華人社会の秩序を守るために、同幫の出身者に対して何等かの規制力も持っているようである。なお、同公所は家屋数軒を所有し、その家賃をもって財源としている。

福州幫に属す組織には、以下の三団体がある。

1) 三山公所。1899 年成立、新地町十四番地にある。当公所は崇福寺の信徒団体としての性格を持ち、総代は信者より選出され、主な活動は同寺院の経費の取り立てやメンバーを集めて盆祭などの行事を開催することなどであった。メンバーの人数は 1934 年で 200 名前後であったが、1938 年には 120 名に減少した。会頭は崇記号の経営者の詹敏崇であった。

2) 福州同郷会。福州出身者全体を包摂する組織である。1915 年成立、会員数は 1934 年で 250 名、1938 年には 430 名に増えている。創立の目的は、親睦・慈善事業・会員相互の取引上その他の争いの仲裁などに置かれ、主要なリーダーは三山公所とほぼ同じであった。

3) 福州青年会。1924 年に福州同郷会内に創設され、会員数は 1934 年に 20 名、1938 年に 49 名。コミュニケーションや公益・慈善事業のような一般会館・公所組織に見られる活動のほか、青年的特徴のある運動会などの行事も時々開

催していた。

以上の三団体は、実は同一の組織の機能が分化して派生的に生まれたものと看做すことができる⁽³⁵⁾。

福建幫の頂点に立つ組織は福建会館である。同会館の指導者は上述の両グループのリーダーから選ばれた。長い間、閩南幫の陳世望が福建会館の会頭、福州幫の詹敏崇が副会頭を務めていた。つまり、経済力の優れた閩南グループが同会館の主導権を握っていたのである。福建会館は閩南幫と福州幫を統合したものであるが、その相互関係は、縦軸に位置付けられるような上下位団体ではなく、各団体が各自の自律性を持ちながら重なり合っていた。このような組織の統合・交錯の過程に伴い、各団体間の職能分化がより合理的に進められた。1934年には、福州同郷会が既に有名無実化していたが、むしろ三山公所と青年会の活動は活発に行われていた。故に、福州同郷会の実質的機能の空洞化は、同時期の福州幫の機能麻痺を意味するのではなく、むしろその取引の仲裁などの経済的機能が福建会館に、そのほかの慈善・公益・宗教・娯楽的な機能が三山公所及び青年会に分担されるようになったと理解することができる。

2. 寺廟、墓地と学校

閩南幫と福州幫の他に、福建幫に関わる機構は、主として祭祀活動を行うための寺廟、及び死者を葬るための墓地とその運営組織、並びに民族教育を行う華僑学校であった。これらは、中国の開港場における客幫社会組織や東南アジアの華人社会における類似組織と同様、中国の伝統宗族社会から生まれ、移民社会の需要に応じて発展・変容・強化されたものである。

1) 寺廟。福建幫と深く関わった唐寺には、崇福寺と福濟寺がある。このうち、崇福寺は主に福州系の寺であり、福濟寺は閩南系の寺である。しかし、福建幫において閩南幫が主導的地位を握っていたため、福濟寺は福建幫全体の寺としての機能も果たしていた。

以上の唐寺のほか、福建会館は「会館五廟」と呼ばれる五つの寺廟を直接所有していた。五廟とは、館内天后堂（閔帝廟）・福建会館天后堂・觀音亭・土地宮（福德宮）・仙人堂であった。天后堂に祭られる天后（媽祖）は福建幫の本尊であり、毎年元旦（旧暦、以下同じ）、元宵（1月15日）および媽祖の誕生日（3月23日）、重陽節（9月9日）および年末に、盛大な祭祀活動が行われる⁽³⁶⁾。

2) 墓地。墓地について見ると、1863年に立てられた重修悟真寺碑記に記された寄付者には、三江・廣東・福建三幫すべての商号が含まれていた。故に、同寺の唐人墓は、中国人の共同墓地としての性格を有していると思われる。これに対して、唐三寺の唐人墓地はより鮮明に地方性を示している。崇福寺の唐人墓地を見てみると、葬られた人の中では福州方言の輻射圏内の出身者が圧倒的多数を占めていた⁽³⁷⁾。福建会館は墓地の管理や修繕、施棺（棺柩の寄付）、帰葬（死者を中国に送って原籍地の墓地に葬ること）などの事柄を扱うために、福建長生会という組織を設けた⁽³⁸⁾。

3. 長崎聖廟と時中学校

1893年、長崎聖廟（孔子廟）が立てられた。この経費は三大幫が平均的に分担していた。会館五廟に祭られた閔帝や天后のような、民間に広く信仰され、行業神の性格も兼ね備えた神祇に対して、聖廟には中華民族の正統文化を象徴する孔子が祭られた。

1905年、清朝の長崎領事卞綺昌が聖廟の中に時中学校という華僑学校を創設した。当校は領事の行政指導を受けていたが、日常経費は三大幫が共同で負担し、華商の中の最有力者が選ばれて校長を担任し（通常は商会の会長）、三大幫の幫首は一年ごとの交替制で同校の總協理の職を担任した。1919年まで、同校の生徒は所属する幫に分けられて、各幫の教師から方言教育を受けていた。当時の時中学校は、廣東・閩南・福州・江浙・北京語・日本語・英語、という7

つの言葉が併用されていたので、同地の華商の間の唯一の共通語はかたことの日本語であった⁽³⁹⁾。

こうして、19世紀末から20世紀初頭にかけて、地縁的結合を基礎とした長崎華人社会は、清朝領事の駐在をきっかけに、中華総商会や中華学校の設立に見られるように、ナショナリズムの時代的流れにくみこまれ、国家形成の意識が目覚め始めた。しかし、こうした新しいアイデンティティは、従来の血縁・地縁観念にとってかわるものではなく、ある程度、その延長線上に位置するものと思われる。

III 福建会館の会員

次に、福建会館の会員構成の分析を行う。

1. 貿易商の組織

同会館は福建全域を指す「八閩」を名乗ってはいるが、ある地域の出身者すべてを包容するような同郷会と違い、福建人が均しく参加できる組織ではなく、その会員は専ら商人に限られていた。1917年、同会館は福建幫同士の意志疏通・結束強化を図るために、「本聯合会關於僑崎本幫營業行号店舗以聯絡全体一律同意為宗旨」という趣旨のもとに、福建連合会という組織をつくった。会則から見れば、店員も会員として受け入れられたが、実際、毎月開かれた晩餐会は相変わらず商人たちのみの集会であった⁽⁴⁰⁾。さらに、加盟する各商号は店主（所有者または経営責任者）のみを会員とし、父が退いた後はその子が会員資格を受け継いだ。

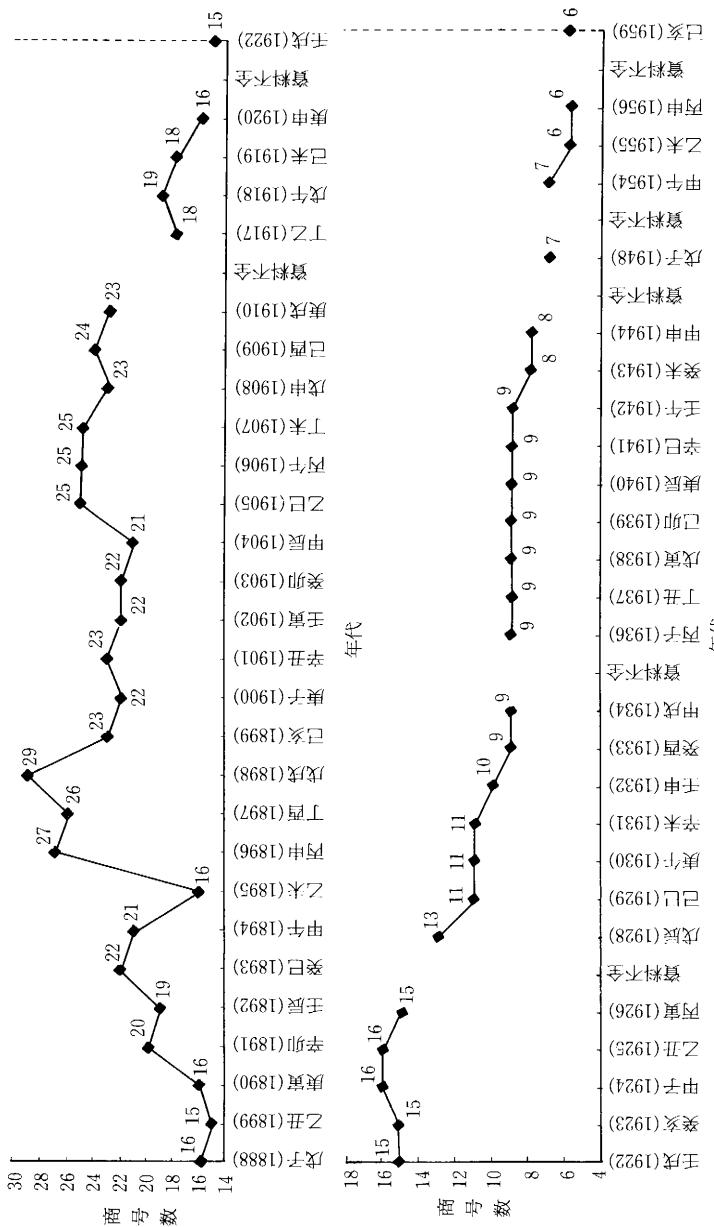
現存帳簿から見ると、1888～1959年の間に同会館に参加した商号は、延べ91家にのぼる（表2 福建会館歴年登場商号一覧表、図1 福建会館歴年登場商号変動図）。会員数が最も少いのは1895年で、僅か4家だが、翌年には一挙

表2 福建会館歴年登場商号一覧表

商号名	活動期間	商号名	活動期間	商号名	活動期間	商号名	活動期間	備注
泰昌	1888-92(戊子-壬辰)	益生	1888(戊子)	麗泰	1893-94(癸巳-甲午)	太昌	1902-08(壬寅-戊戌)	三成 1917(丁巳)
森茂	1888-94(戊子-甲午)	盛隆	1888-90(戊子-丁未)	福源	1893-94(癸巳-甲午)	裕和晋記	1903(癸卯)	裕昌 1917(丁巳)
恒德	1888-99(戊子-己亥)	大興隆	1888-99(戊子-己亥)	福聚順	1893-96(癸巳-丙申)	合記	1903(癸卯)	錦昌 1917(丁巳)
昇記	1888-1904(戊子-甲辰)	怡和	1888-1904(戊子-甲辰)	振泰	1895-1907(乙未-丁未)	晉記	1903-10(癸卯-庚戌)	晋裕溪 1917(丁巳)
大記	1888(戊子)	怡泰	1888-1903(戊子-癸卯)	震豐	1896-1909(丙申-丁酉)	辰成	1905-97(乙巳-丁酉)	福興館 1905-06(乙巳-丙午)
恒記	1888-98(戊子-戊戌)	肇記	1890-1927(庚寅-丁卯)	福興	1896-1909(丙申-丁酉)	四海樓	1905-59(乙巳-己亥)	德隆 1905-07(乙巳-丁未)
裕昌	1888-1928(戊子-庚辰)	万順	1891-1931(辛卯-辛未)	福隆	1896-98(丙申-戊戌)	第一棟	1905-10(乙巳-庚戌)	崇記 1917-54(丁巳-甲午)
義記	1888(戊子)	義森	1891(辛卯)	茂隆	1896-1902(丙申-壬寅)	福昇	1907(丁未)	振利 1922-28(壬戌-庚辰)
益隆	1888-1916(戊子-庚戌)	義昌	1891(辛卯)	振隆	1896-1910(丙申-庚戌)	裕發	1903-10(癸卯-庚戌)	公大 1922-30(壬戌-庚午)
德泰	1888-1917(戊子-丁巳)	万記	1891(辛卯)	福泰	1896-1959(丙申-己亥)	鼎大	1903-1916(癸卯-乙酉)	瑞源 1917-32(丁巳-壬申)
益盛	1888(戊子)	春興	1891-92(辛卯-壬辰)	承記	1896-1910(丙申-庚戌)	復元	1903-1916(癸卯-乙酉)	樂記 1922-27(壬戌-丁卯)
生泰	1888-1959(戊子-己亥)	永記	1892-1930(壬辰-庚午)	大利	1896-1900(丙申-庚子)	端隆	1909(乙酉)	三山 1922-44(壬戌-甲申)
美珍齋	1888-90(戊子-庚寅)	慶記	1892-1925(壬辰-乙丑)	錦泰	1898(戊戌)	達隆	1910(庚戌)	永興 1924-59(甲子-己亥)
忠利	1888-94(戊子-甲午)	禮記	1892-1910(壬辰-庚戌)	安記	1901(辛丑)	乾茂	1910(庚戌)	泰昌 1931-42(辛未-壬午)
益生	1888(戊子)	泰錦	1892-1901(壬辰-辛丑)	泰益	1901-1939(辛丑-己亥)	裕源	1910(庚戌)	豐泰 1932-59(壬申-己亥)
								端大 1932-59(壬申-己亥)

在日華商の社会組織とその商業ネットワーク

図1 福建会館暦年登場商号変動図



備注：甲午年（1894）会暦微収は春季のみ、乙未年（1895）春・夏兩季分の会暦は未取。同年度の秋・冬兩季分の会暦は泰賀号が同月として微収したが、実際には和昌・昇記・張泰の三商号だけであった。丙申年（1896）の正月から6月まで、裕和・福興・振泰・生泰・永記・福深順・肇記・福隆・慶豊・盛隆・慶記などの十二軒の商号は入会または再入会した。以上のことから、甲午年の3月から乙未年の12月までの時期において、福建会館の日常的運営がほとんど停止状態に陥つていたことがうかがえる。

に 27 家に増えている。この背景には、日清戦争による華商の一時帰国及び戦後の日本対台湾貿易の緊密化に伴った華商の復帰がある。20 世紀以降、神戸などの開港場への移出や日中関係の諸情勢の影響で、会員数は全体的に減少の趨勢を示した。同会館の業種から見れば、創立当初からもっぱら輸出入貿易商組織である。19 世紀末以降に 2, 3 軒の飲食・旅館業経営者（しかも貿易業に携わった者）を加えただけで、輸出入貿易商が終始、会員の多数を占めており、20 世紀の日本華人社会における典型的職業構成としてあげられる三刀業（包丁・洋裁・理髪）は基本的に含まれていなかった。

2. 成員の出身地構成の変化

実際に、共同の出身地を基礎に成立した地縁的団体としての福建会館のメンバーの出身地は、必ずしも「福建」という行政的・地理的、または方言的概念にとらわれず、むしろかなりの流動性と非固定性をもっていた。明治初期、八閩会館の董事（会長）は、蘇州商人で、唐館の總理でもある紐春杉であった。当時、八閩会館は福建人ばかりではなく江蘇省・浙江省及び他の華中・華北諸省出身者のための登記事務も代行していた⁽⁴¹⁾。これに対し、広東会館の構成員は専ら広東人に限られていた。こうした人員構成から見れば、福建会館は唐館の組織の延長線上に位置していると言える。前述のように、18 世紀以降、福建商人は寧波などの地方に貿易拠点を移し、江・浙船の乗員の身分で長崎に渡航した。明治初年の在留福建人の多くは幕末の唐船の船員であった。彼らはまた唐船の荷主の官商・額商とともに長崎に赴いた商人でもあった⁽⁴²⁾。このように、唐館貿易の主役は、主に福建・江浙商人であり、広東人の勢力は微々たるものであった。したがって、近世の長崎華人社会には、広帮疎外の傾向が見られる。近代における広東人勢力の増長は、開港以降の欧米商社の進出にともなうものであった⁽⁴³⁾。なお、こうした福建・三江幫の組合は、会館組織のみならず、個別商号の内部組織にも及んでいる。たとえば、明治 11 年の長崎在留清民

人名戸籍簿には、当時の商号の構成員が登録されている。店主たる行主のほか、同号の商人、同号伴、同号傭工など、当該商号の構成員の身分及び出身地が記されている。同号商人とは、行主の合股者であると考えられる。当時、徳泰・泰昌・大記などの福建商号は、均しく福建・江浙商人によって構成されていたが、公安号・泗合盛・成記号・永吉号・同昇号などの広東商号の構成員は、専ら広東出身者に限られていた⁽⁴⁴⁾。

ではなぜ、三江・福建両幫で構成された組織が、「三江」ではなく「八閩」会館と名付けられたのか。あるいはシンガポールの「広肇惠碧山亭公所」のように、複数の幫で構成されたことを何故明示しなかったのか。八閩会館という名称が採用されたことは、当時の長崎華商における福建幫の人数や勢力が最大であったことを示しているとも考えられる。この点については、今後の一層の史料発掘が期待される。

他方、1880年代以降には、本来複数の幫で構成されていた福建会館のメンバーが福建人のみになっている。これはおそらく、1878年の三江会所の成立に伴って、江蘇・浙江省出身者が福建会館から独立したためであろう。そして福建会館は、さらに閩南幫・福州幫という二つのサブグループに分かれた。これに対し、もとの長崎福建会館の会員を中心につくられた神戸福建会館の構成員は、専ら閩南出身者に限られていた。横浜の場合は、福建貿易商の人数が少なかったために、三江幫に加わっていた。

3. 「客商」の存在

少なくとも明治10年代までは、長崎には数多くの華人「客商」が存在していた。客商とは、現地にある程度定着して商号（商行ともいう）を経営している華商と区別される呼称である。当時の長崎県庁の外国人登録の関係書類には、これらの客商の名が、その依附する現地商号とともに登録されていた。例えば、上掲明治11年の徳泰号在留者を登録した文書には、同商号の行主及び職員の

ほか、二人の客商の名前も記されている。その一人は行主と同じく福建の出身者であるが、もう一人は浙江商人であった⁽⁴⁵⁾。

客商の詳しい実態は未だにはっきりしていないが、泰益号に残された膨大な商業書簡の示す華商の貿易実態に鑑み、客商は大体以下の三種類に類別されるような存在であると推測できる。すなわち、

イ) 仕入季節に応じて長崎に来る者

ロ) ほかの開港場の商号から派出された出張者として長崎に滞在する者

ハ) 新たに渡来して、まだ独立の商号を開くことのできない者

などである。これらの者は長崎の既存の商号（もともと取引相手または共同出資者であるケースが多い）と結託して、その商号に身を預けて自らの貿易活動を行っていた。また、福建会館の規約には、各開港場から来た客商は、同会館の商号に身を預けている限り、福建の出身者であるか否かを問わず、一律に会員と同じ厘金（定率会費）を納める義務を有する（八閩会館規約第八条「又各埠宝号、無論本埠外埠、既投吾行、当一律抽厘、方無張冠李戴之弊」）という専門の定款があったことから⁽⁴⁶⁾、当時、長崎と各開港場との間を華商がかなり頻繁に往来していたと考えられる。これらの客商は、福建会館の非固定的成員と見なすことができ、同会館の外的商業ネットワークの広がりを動態的に示すものである。

第三節 収支構造から見た福建会館の活動

以下、同帳簿の収支状況に映し出された福建会館の多面的活動及び時間的変化について見る⁽⁴⁷⁾。現存する同会館の総簿に記録された1888～1939年間の収支状況は、表3の通りである（表3 「長崎福建会館歴年収支一覧表」）。

まず同総簿に設けられた43条の勘定項目のうち、経常的収支項目と非経常的収支項目とに分けて分析を進めたい。

在日華商の社会組織とその商業ネットワーク

表3 長崎福建会館歴年收支一覧表

年度	1888		1889		1890		1891		1892	
勘定項目	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出
厘金	625.59		1044.33		888.58		676.98		826.05	
雜費	43.00	235.33	98.00	242.58		531.04		312.27		342.04
祭祀		111.62		72.81		88.84		199.33		224.43
修理	23.24	76.22		28.03		32.20		18.59		20.60
地皮租		105.92		126.90		133.76		98.42		98.42
辛金		72.00		72.00		78.00		72.00		78.00
棺木		34.40		7.50		31.50		25.50		7.50
給助川資		16.00		43.61		18.50		10.00		
器皿		69.98		18.64		7.57		20.48		16.40
塗款	150.00	200.00				300.00				
合計	841.83	921.47	1142.33	612.07	888.58	1221.40	676.98	756.59	826.05	787.40

年度	1893		1894		1895		1896		1897	
勘定項目	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出
厘金	802.25		319.51		260.88		2444.52		1958.09	
房租		784.90	240.00		180.00		540.00		720.00	
雜費		176.46		279.90		72.03		448.48		1023.77
祭祀		193.46		243.65		34.97		261.78		127.79
修理	784.98	986.24		3.65		48.82		5.00		3.25
地皮租		98.42		98.42		98.42		249.63		98.43
辛金		72.00		86.00		55.00		72.00		72.00
暫記									36.20	536.20
棺木		7.00		15.00						
給助川資				14.65		4.23				
器皿				50.16				221.43		299.28
塗款		20.00	190.00	10.00			1252.00	1000.00	50.00	170.00
捐縁					20.00		2235.00		161.00	
造会所								7832.95		3090.31
総収司月 雜款等							1000.00		1731.00	
合計	1587.23	2338.49	749.51	801.43	460.88	313.47	7471.52	10091.26	4656.29	5421.03

東洋文化研究所紀要 第134冊

年度	1898		1899		1900		1901		1902	
勘定項目	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出
厘金	2263.63		1193.23		1085.65		1082.59		1137.70	
房租	585.00	9.53	910.90	411.13	1336.17	10	1110.50	119.273	924.00	449.359
雜費		277.46	83.02	711.42		677.17	114.55	493.08		412.78
祭祀		293.02		302.86		38.28		319.92		381.07
修理		6.80		31.90		54.19				
地皮租		98.42		49.21		101.70				
辛金		127.00		120.00		163.00		196.00		152.00
泰益							100.00	100.00		
押租			1000.00							
暫記	3868.55	5348.55		510.00		1473.00		45.00		
給助川資		13.10								
器皿		31.59		28.45		161.10				
報牌	79.00									
林金雀							1100.00			
觀音亭			81.00							
捐緣					1030.00					
造会所		1.80								
絹取司月 雜款等	1731.00		500.00		250.00					
福濟寺	3868.55				201.22	2160.00			180.00	1000.00
裝修		74.32		1667.90		149.24				
義舉				210.00	801.43					
合計	12395.73	6281.59	3768.15	4042.86	4704.47	4987.68	2407.64	2373.27	2241.70	2395.20

年度	1903		1904		1905		1906		1907	
勘定項目	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出
厘金	1743.92		1524.04		1420.28		1451.87			
房租	1001.00	101.73	924.00	99.78	521.60	98.42	537.50	98.96		
雜費		1191.34		602.52		806.16		1069.89		
祭祀		541.22				52.24				
修理					261.72	865.14				
学校						500.00		541.60		
辛金		170.00		162.00		162.00		187.00		
横浜正金			63.00	1000.00	1170.00	2762.53	300.00			
銀行			1000.00							
林金雀							50.00			
觀音亭	164.36		106.15	25.61		13.72				
捐緣				400.00		100.00				
合計	2909.27	2104.29	2617.18	2289.90	3373.60	5360.20	2339.37	1897.44		

在日華商の社会組織とその商業ネットワーク

年度	1922		1923		1924		1925		1926	
勘定項目	収入	支出								
厘金	1010.06		854.73		833.94		919.73		671.89	
房租	1779.00	196.84	2073.00	98.42	1298.00	98.42	2097.00	98.42	875.00	98.42
雜費	3.44	1228.62	38.23	963.97	18.02	951.04	5.12	893.25	0.19	1350.36
祭祀		448.38		533.54		542.63		454.43		561.65
修理		316.15		56.80		105.00		12.00		
地皮租				75.00						
学校		200.00		200.00		200.00		200.00		200.00
辛金		416.00		396.00		366.00		446.00		396.00
貯蓄銀行		30.00								
泰益	945.38	682.00	701.35	963.96	50.00	50.00				
押租	30.00	30.00	30.00							
插炉				30.00						
永興				33.93	33.93			434.44	414.48	
暫記						300.00	300.00	500.00	500.00	
捐緣	25.00	85.00			33.34		200.00		100.00	
稻佐		148.22		146.20					178.15	
裝修									34.00	
許阿高		14.50								
砍義社		500.00								
長崎銀行	150.00	150.44	100.00	650.33	1129.00	797.02	383.42	165.62	531.94	533.20
永記	1102.22	1623.78	149.51		382.69		269.59		416.85	
崇記	15.69	15.69			201.22			15.00		
和昌	37.58	37.33								
置產					801.43					945.00
合計	5098.37	6122.95	3946.80	4009.20	3841.50	3177.30	3974.80	2784.70	3430.30	5311.25

年度	1927		1928		1929					
勘定項目	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出
厘金	498.22		531.44		523.42					
房租			3622.00		1404.00					
雜費			47.31	1555.00	60.00	588.60				
祭祀	10.50	629.24		499.40		366.08				
修理				243.80		55.00				
地皮租				98.43		98.42				
学校		150.00		365.00		200.00				
辛金		396.00		416.00		300.00				
貯蓄銀行			3676.63	3676.63	983.10	1015.26				
泰益	1900.00		517.40	1168.24	220.00	469.00				
利息					7.86					
永興			16.80	16.80						
上原					150.00					
暫記			168.24	168.24						
裝修				341.85						
長崎銀行	1.15									
永記			50.00	50.00						
合計	2409.87	1175.24	8629.82	8599.39	3348.38	3092.36				

東洋文化研究所紀要 第134冊

年度	1930		1931		1932		1933		1934	
勘定項目	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出
厘金	366.72		253.39		235.70		241.77		70.15	
房租	1565.00	240.39	568.00	7.9	1814.50	211	1096.00	238.98	494.00	56.83
雜費		780.11	14.00	163.32	383.17	158.67	60.00	69.97	35.00	98.71
祭祀	118.00	357.57		156.48		96.18		129.72		21.92
修理		288.74		402.70		45.40		71.30		105.10
地皮租		97.66		97.66		97.66		97.66		97.66
学校		400.00		100.00		400.00		250.00		150.00
辛金		432.00		320.00	146.50	592.50		468.40		280.54
貯蓄銀行	1702.21	1756.24	535.41	574.48	157.18	165.64		427.29	50.00	89.78
泰益	800.00	1000.00	0.50	300.00	52.96		569.72			
押租			24.00							
貯蓄寄押租		30.00								11.25
崇記	15.00	15.00								
長生会	1000.00				298.21					
利息	5.33	330.00	1.45		1.74	96.00	2.12		16.03	
揮炉			30.00							
蔡連沢	18.16		45.00	146.50		146.50	150.00	66.66		
永興	102.04	75.00	84.75							
上原	150.00					238.50			128.00	
合計	5842.46	5802.71	1556.50	2269.04	3089.96	2248.05	2119.61	1819.98	793.18	911.79

年度	1935		1936		1937		1938		1939	
勘定項目	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出
房租	839.30	105.37	986.40	142.73	1062.80	145.39	916.00	105.18	59.50	84
雜費		128.16		119.15		31.82		155.43	20.00	4.95
祭祀		22.25		85.74		12.00				
修理		130.27		37.63		84.26		140.21		65.57
地皮租		98.42		98.42		98.42		98.42		
学校		200.00		200.00		200.00				
辛金		355.20		55.20		96.80		240.00		
貯蓄銀行						432.27		57.67		
泰益	109.29		87.48			259.03	143.02			
押租	14.00			24.00				14.00		
貯蓄寄押租								9.96		
利息							67.63	433.27		
永興								111.79		
上原	64.00					41.50				
無帳集						41.50				
暫記							500.00			
安田								500.00		
合計	1026.59	1039.67	1073.88	762.87	1062.80	1010.72	2058.92	1865.93	79.50	154.52

本表は、長崎福建会館総簿より作成したものである。

I 経常的収入項目

いわゆる経常性収入は、以上の時期を通してある程度固定化、あるいは定常化した収入項目である。こうした項目には、主に厘金（会費）及び房租（家賃・地代）がある。

厘金は、会員の輸出入額の千分の一を会館が徴収して会費に充てる部分である。1898年以前、厘金は同会館の唯一の経常的収入であり、現存する帳簿資料が途切れる1906年にいたるまで、厘金が同会館の最大の収入源であった。現存資料が再び現れる1922年には、厘金が家賃に次ぐ二番目の収入源となっており、1935年には同勘定項目はなくなっている。同上時期の厘金について詳細な検討は次節に譲るが、次に、房租の収入について見る。

1893年まで、同会館は毎年かなり高額の房租（家賃）あるいは地皮租（地代）を払っていたが、その後の会館改築とともに自ら房屋の賃貸を行うようになって以降、房租が厘金に次ぐ安定した収入源となった。1920年代、房租が厘金を上回る収入源となり、1928年には、厘金額の六倍にも達した。1935年代以降には、唯一の安定収入源となった。

II 経常的支出項目

経常的支出は、会館の日常運営および会館の職能を遂行するための諸事業の展開・維持に欠くことのできない支出項目である。これらの支出はおよそ以下の三種類に分けられる。

1. 雜費・房租・地皮租・辛金（給料）・修理・装修（会館の建物や家具などの修繕費）・器皿（家具・食器などの購入費）

これらは、会館の日常運営や維持に必要な費用である。1888～1937年間、以上の諸項目の経常支出に占める比率は、年平均75%に達している。そのうち、会館維持費としての雑費項目の支出の比率が最も大きい。雑費の内訳は、燃料費・会議費・日常用品の購入費・接待費などである。1931年以降、雑費の支出が大幅にカットされて、1933～39年の間に支出額が100円未満にまで下がり、1939年の支出額は5円未満となった。

2. 祭祀

1929年まで、祭祀は雑費に次ぐ支出項目である(1893年、98年は除く)。年度によっては祭祀支出が雑費を上回っている。その後年々減っており、1938年からこの支出項目がなくなっている。

主な祭祀活動には以下のようなものがある。旧暦(下同)の正月及び12月に館内天後堂・福建会館天後堂・觀音亭・土地宮などで開かれる「接財神」・「送財神」と呼ばれる年末年始の敬神行事。2月と8月に開かれる聖廟の春・秋二回の孔子祭。元宵節(正月15日)の天后宮祭。3月の清明祭(稻佐の墓参り)。同月23日の媽祖誕生日。9月9日の重陽節の天后宮敬神。敬神行事の中心的対象は、福建幫の本尊神としての媽祖であるが、20世紀以降近代ナショナリズムの象徴としてつくられた孔子廟も加えられた。

3. 時中学校

前述の通り、同校の経費は三幫が分担することとなっていた。福建幫の分担額は、臨時追加分を除けば、創立初期の1905～06年で毎年500円前後で、雑費以外の最大支出項目となっていた。1905年から1922～29年の間には、会館は年間200円の学校経費を負担したが、これは雑費・祭祀費に次ぐ第3位の経常的支出項目であった。1930年以降、会館の雑費及び祭祀費用はともに大幅に削減されたが、学校経費だけは保証され、日中戦争が勃発した1937年まで、会館の

第一位の支出項目となった。

III 非経常的収支項目

次に、臨時の支出項目を見ると、慈善・救済事業がかなりの割合を占めている。これらの事業は、死者への棺柩の支給、埋葬・帰葬費用の助成及び貧困者・難破船の船員らの帰国旅費助成などを中心とする。対象は殆ど本邦の人間に限っているが、邦外の人を助成した事例もある。そのほか、1900年の陝西省の災害や、1907年の江西・安徽・湖北三省水害の救済、上海の病院や同地の中華学芸会への寄付、三邦共同での長崎新地橋築造など、中国及び日本でさまざまな社会・公共事業を行った。

慈善・社会公共事業のほか、接待・宴会・礼品などの費用も、非経常支出の重要な部分を占めていた。たとえば、毎年の年末年始に長崎三大邦は共同で中国領事に年礼を贈り、または領事館の人々を春節の宴会に招待した。1890年、領事館の建築工事に300円出資し、翌年長崎に来航した清国艦隊の艦長を招待し、同年駐日公使李經方の亡母を悼むために祭軸を送り、駐長崎領事張子豫に誕生祝いを贈っている。このようにして長崎華商は、清政府と良好な関係を築いた。彼らは、横浜や神戸の華人のように、清政府・保皇派・革命党の争いといった祖国の政治的葛藤に巻込まれることを極力避けている。

なお、同会館は、日本の関係官庁や取引先の日本商人とのコミュニケーションにも気を遣った。長崎県庁の関係者や、取引先の日本郵船株式会社の関係者、長崎地元の商人などを宴会に招待することは、毎年正月の恒例行事であった。1893年、離任した長崎県令中野健明に扁額・銀碗を贈り、1923年には日本皇太子の結婚式典祝いのため礼金を贈った。このように、同会館は、中国政府を始め、日本官庁・商人など、生息の場とかかわる各方面にバランスよく周旋し、円滑かつ柔軟な対応姿勢をとっていた。

帳簿に見られたそのほかの非経常収支には、巡察費・籍牌費がある。前者は、治安維持のために居留地行政の一環として設けられた巡察制度にかかる費用である。こうした費用は、各国の在留者によって分担された。籍牌費は、在留華人のための長崎県庁への登録代理費用である。なお、帳簿の中に、同幫出身者の日本帰化に関する中国領事への届けもあった。申請者の署名の後、福建会館会頭の証印が押されている。なお、幫中の賭博者に対し、会館は強制的に罰金を徴収することができたので、そうした収入項目も見られる。

このように、会館組織は一方で居留地の行政に携わり、他方で本邦の華人を代表して所在国及び母国の官庁と交渉し、さらに本邦の在留者に対して一定の行動規範を与えるなどした。ここに、その対内・対外の両面での社会的自治団体の性格が現れている。こうして同会館は、商人団体としての性格を顕著に示しながらも、他方で祭祀・学校運営・慈善福祉など、宗教・文化などの幅広い社会活動を展開していた。

IV 時期の推移による収支状況の変化

上表の勘定項目数の増減から見ると、1888～92年の5年間の会館の勘定項目は10項目前後しかないが、1898～1902年には21項目まで増加している。そして、1922～26年の間は大体24項目前後に安定している。しかし、1930年代以降、勘定項目数及び各収支金額数ともに減少の一途をたどった。以上のことには、全盛期での活動拡大→相対安定時期→収縮時期という時代の波瀾に翻弄された同会館の歴史的歩みが、ある程度反映されている。なお、房租・地代収入の比率の拡大は、同会館が、開港後一時的に渡來した貿易商の組織から日本定着型へと変容していく様を示している。これは、給助川資（帰国旅費の助成）と帰葬に関する記録の減少と表裏一体である。そして、1930年代以降、雑費・祭祀などの費用が最低限にカットされて、1935年から厘金収入も完全になくな

り、20年代末の金融危機及び悪化した日中関係の影響によって同幫商号が経営不況に陥ったことが明らかに表れている。こうした不況のなかで、同会館は、広東幫と三江幫がともに、民族教育の命脈維持だけに懸命な努力をした。同時期の会館財政は赤字の連続であったが、その運営の継続が可能であったのは、泰益号をはじめ、永記・永興・崇記などといった中堅メンバーからの資金支援によるところが大きい。しかし、1937年に日中戦争がはじまり、その二年後に興亞院より一地方一組織の命令が下されるに至り、日本各地の華人幫派組織が表面的には消滅し、同年の帳簿からわかるように、福建会館の正式な活動は一切停止されたのである。

第四節 福建会館の規約とその対内・対外関係

I 福建会館の規約

現存する福建会館関係の会則には、1868～1887年の間に次第に整えられた八閩会所『規条』、1933年に発布された当規条の修正版としての『長崎福建会所章程』及び1917年の『福建聯合会定章』の三種がある。そのうち『規条』が最も重要なものと見られる（付録を参照）。章程の内容から見れば、『福建聯合会定章』が、20世紀以降の各地の中華総商会及び同業行会の章程と似たような構成となっており、かなり形式化したものであったのに対し、『規条』はしっかりと体裁を整えていないものの、その内容は各々の時期の具体的状況に対応する中で設定・増減されたものであり、きわめて機能的であった。

同規条は役員の選出や会務運営、会議招集、内部調停・制裁、慈善・互助事業、会費・財産管理などの対内関係、および対外交渉などについて、全部で19条を定めてある（定款の順番付けは筆者による）。

第一：十七～十九条：正副総理（会長）の選出方法、及びその対内・対外関

係に負う責任と権限、司月の責任と権限、館丁（事務員）雇用など、役員や人事に関する諸規定。

第三・四条：会議の召集・出席・討議に関する規定。

第二・六・七・十五条：内部紛争の処理や、同幫の者の行動に対する規制、幫規違反者の除名など、対内関係に関する諸規定。

第五条：対外紛争に対処する原則。

第八～十二条：定率・定額及び臨時追加の会費の徴収方法とその適用対象、財務管理制度などに関する規定。

第十三・十四条：施棺助葬（棺柩の寄付及び埋葬費用の助成）、帰国情費の助成など、慈善事業に関する規定。

十六条：同幫商号の行仲（輸出入手数料）に対する統一の規定。

次に、同会館の『議事記録』、『記事伝告』、『伝單記録』などの資料と照合しながら、上述の規定の具体的な内容を見る。

1. 役員と会務運営・会議招集

会館は、最高責任者として正・副総理（1878年以降は董事と改称）各一名を設け、1933年以降に幹事長・幹事・監察などの役職が増設された。役員は会員投票によって選出され、1878年以降無給となった。この他に館丁という事務員一名が雇用されている。総理または董事は、対内統括及び対外交渉の責任を負っていた。

成立当初から、帳箱（帳簿とそれを納める箱）と銀櫃（金銭の収納箱）各々一つが設けられ、二つの商号がそれぞれ帳簿、銀櫃の管理を担当することとなっていた。各商号は月毎の輪番制で「司月」を担当し保管に当たった。会館の日常行政事務も、この司月が担当した。用品購入、修繕、慈善救助、交際など日常費用の支出は、一定の金額以内であれば、司月が自主的に決めることができたが、重要な案件に関しては、必ず各商号の合議を経て、連署の上、押印して

決裁した。

メンバーを集めて会議を開く必要があった場合、総理が通知書を書き、司月が印を押し、副総理が皆に伝えた。代表者が出席できない場合、必ず決定権を持つ代理者を出席させなければならなかつた。議案がいったん成立したら、覆すことは許されなかつた。私事を解決するために会合を開く場合には、当事者は自らお茶代を出さなければならなかつた。

2. 対内調停・規制と制裁

本幫の構成員同士が、互いに口論のトラブルを起こした場合、必ず総理のところに訴える。総理は、これを調停して仲よくさせるか、またはメンバーを集めて是非を公平に議論させた。公議に付した場合、総理は公平な態度を以て事件を裁かなければならぬ。また本幫の構成員同士が借金・負債のトラブルを起こした場合、会衆がその当事者たちを和解させる事になっており、そのためにはかかる費用は当事者自ら負担することとなつていた。

そして、会議の無断欠席者に対しては、皆が共同で処罰の方法を考えることになつてゐた。さらに幫内の人が悪事をなして法を犯した場合、会衆が公平討議を行つた上で、官庁に送つて刑罰を受けさせるか、或いは原籍地に強制送還するかを決めた。決められた規条は守らなければならぬ。これに違反する商号は公開除名された。なお、既に納めた厘金を取り戻すことはできないということが定められていた。

3. 慈善・互助事業

幫内の貧困者が死亡して納棺が叶わない場合、一人当たり棺柩一揃及び五円が、また、生計が立たず帰郷したい者に対しては、一人当たり英洋6元の旅費助成が支給された。本幫の商号による賃借船がある場合、各船に3名の帰国者を添乗させ、さらに1名当たり英洋2元の食料手当が支給された。なお、この

2元は前記の6元に含められていた（帰国者の補助に関する第14条の規定は、乙亥〔一八七五年〕十二月に廃止されたが、帰国者や難破船員に対する帰国助成の記録は、その後の帳簿資料にも時々現れている。）

4. 会費や仲介手数料に関する諸規定

1933年の会則改定まで、厘金と呼ばれる同会館の会費には、以下の二種類があった。

1) 定率会費

同会館成立の翌年から、各商号の輸出貨物に対して一律に原価の千分の一を課し、各商号は各季にその金額を納めることが定められていた。厘金の徴収対象は、正式のメンバーだけでなく、客商も含まれていた。

2) 定額会費

幫内の大小商号を福・禄・寿の三等に区分し、毎季の厘金額はそれぞれ3円、1.5円、0.5円とする。

以上の厘金の総額が費用支出に対して不足した場合、その年の徴収額に応じて追加徴収することとなっていた。定率会費は、所属する幫に問わず一律に取り引き相手側に負担させた。泰益号の歴年損益帳簿から見ると、収入欄に「会厘」という勘定項目が設けられていた。つまり、泰益号は取引金額の千分の一に相当する厘金を、費用諸掛として相手側に請求していたのである。このような慣行は規条によって成文化され、福建幫の華商によって遵守された。ただし、追加徴収の会費については、客商または取引相手側に負担させることが禁じられていた。

また、新しい商号を開設する場合、30円の插炉金（入会金）を納付して公金に充てることを要した。ただし、従来の老舗が屋号を変更するだけの場合は、插炉金を納付する必要なしとされた。

なお、会則が実効化して以降、同幫の商号が改めて輸出入の代理・仲介手数

料を定める場合には、概ね輸入に 1%，輸出に 3% という比率に統一しなければならないとされた。

5. 対外交渉における集団行動原則

各メンバーは、総理・副総理のサインに従わなければならなかった。税関申告は各商号が自ら行う外に、総理名義で官庁に出す届け書・申告書・申込書などの書類が作成された。なお、本邦の人が外邦の人に欺かれた場合、総理は会衆を集めて共議に付し、争うべきかどうかをその場の状況によって決定するものとされた。

II 福建会館の対内・対外関係

1. 対外関係

会館の対外関係は組織レベルで行われ、その基調には集団行動原則があった。日本官庁などの外部の公的権力に対し、福建会館は自らが自治団体であるという態度をはっきり示し、日本の警察権力が会館のメンバーに直接及ぶことに対して強く不快を表した。しかし一方では、組織の拘束力が及ばない不良分子を追放するために、日本官庁へ強制力発動を要請をしたケースも見られる⁽⁴⁸⁾。つまり、外部の公権力の介入を拒否するか否かは、会館の内部への統合力または求心力をいかに有効的に維持するかによって決められていた。しかし、福建会館は、自治権力のような原則問題に執着しつつも、日々の居留生活において、できるだけ柔軟な姿勢で日本官庁との親睦友好関係をはかり、外部環境に柔軟な対応をとっていた。

また、20世紀以降、対外関係面での福建会館の組織的な行動は、長崎華商全体の集団行動に収斂される。中国領事館や長崎県庁との礼儀上の応酬は、福建・広東・三江の三邦が共同で行った場合がほとんどだった。1905 年の時中学校

の創設や、1907年の長崎中華商務総会（後の長崎中華総商会）の創立などは、いずれも三幫の協調行動の結果であった。さらに、中国への災害義援金の寄付や日貨ボイコットなどの運動に見られるように、長崎華商の活動は世界中の華人のネットワークの一環を構成していた。

2. 対内関係

会館の対内関係を見ると、むしろ前述した集中・統合とは異なった側面が浮かんでくる。対外関係と対照的に、会館の内部関係においては、会員個人の行動原理が優先されていると思われる。会館への参加及び脱退は、商人の自由意志によるものであり、内部運営上の重要な事項は、全て合議制によって決められ、役員の選挙方式も民主的であった。実際は、経済力の優れた商号がリーダーに選ばれたが、そのリーダーが地位を利用して個人的、または自分の所属する閩南幫や福州幫のような小集団の利益をはかるることは殆ど見られなかった。

すなわち、対内関係において、会館内に規制・管理的一面も見られたが、全体的に見れば、調停・協調・救済などの機能が基本的であった。競争を避けるために、同幫商号の輸出入の代理・仲介手数料の比率は合議によって統一されており、会員間のトラブルが発生した場合、会館は緩和剤としての役割を果たした。なお、同幫の貧困者に対して、会館は救援の手を伸ばした。

前掲の規約には、「会員から（長崎）官庁に出すあらゆる書類は全て總理（会長）名義のもとで提出しなければならないが、但し、通関手続きのみは各自で行う」という条文があった。ここに、会館の対外・対内関係の二つの顔が窺える。一つにまとまった会館組織は、その構成する会員の主な活動領域一商号の経営・商業的營為一における自主性・独立性・秘密性の「聖域」に立ち入らないことを前提に成立したものなのである。

第五節 福建幫華商の商業ネットワーク

I 福建幫の商圈

次に、長崎福建華商が、いかなる歴史的・地理的市場空間を持っていたのかを見てみよう。

大正五年に『九州日ノ出新聞』が発行した『大典記念名冊』には、福建会館の前会長・徳泰号の号主歐陽仁、前・現任会長である泰益号の号主の陳發興・陳世望父子、同福建幫の重鎮の和昌号の号主の梁有道・梁肇三・梁順來三代の伝記が掲載された。

この資料から、福建会館の中堅商号はみな代々商業に従事してきており、中国のアヘン戦争、日本のペリー来航を経て、開港後間もなく日本に進出し、その経済的基盤を築いてきたものであることがわかる。これらの商号は、皆海産物を扱う貿易商であり、みな福建貿易商が集住していた新地町に店を構え、その主な輸出先は東北・華北・華中・華南沿岸の各開港場及び香港であった。なお、その服装から彼らが捐納によって清朝の官位を得ていることが窺える。

同幫華商の主な取引地域及び取引商品を表4で示す（表4 長崎福建華商の主な取引地域とその取引商品表。本表は、泰益号関係書簡の他、長崎県教育会『長崎県人物伝』〈1903年〉、『長崎県案内誌・付実業家名録』〈1906年〉、第二回関西九府連合水産共進会長崎協賛会『長崎県紀要』〈1907年〉を参考して作成したものである）。

表4からわかるように、福建幫華商のもっとも重要な取引先は、円ブロック地域の日本・台湾・朝鮮及び中国沿岸開港場と東南アジアであり、中でも特に、アジアの商業・金融・中継センターであった香港・シンガポールが重要であった。その主な取扱品は、輸出品では海産品・漢方薬草・雑貨であり、輸入品で

表4 長崎福建華商の主な取引地域とその取引商品表

商号名	代表者	所在地	取引地域	取引商品	備注
泰益号	陳世望 陳金鐘	新地25番	日本、台灣、大連、煙台、上海、天津、廈門、香港、シンガポール マニラ、ペナン、バンコク、他	輸入：米穀、豆類、綿花、雜貨 輸出：海產品、藥草、雜貨	親子關係，陳世望は福建会館董事、中華總商會副會長、1901-1959？（同商号の活動時期、下同）
德泰号	歐陽仁	新地1番	日本、華南、華北、香港など	海產品、肥料、豆類、藥草	福建會館董事、中華總商會副會長。 1888-1919
泰昌号	同上	同上	同上	同上	同上。1888-1892
恒豐号	撫玉山	新地10番		海產品、米穀、豆類	1888-1898
振泰号	林投記	新地32番	日本、上海、芝罘、天津、牛莊 シャム、福州、廈門、その他	輸入：肥料、綿花、米穀、雜製、豆類、 雜貨 輸出：陸海產物、穀類、缶詰、雜貨	1895-1906
和昌号	梁有道 梁肇三 梁順來	新地29番	日本、中國大陸、台灣、浦沲、 朝鮮、その他	輸入：肥料、麵類、豆類、雜貨 輸出：陶器、麵類、打繩、東洋紙、陸海產物	祖孫三代。梁順來は福建連合会監察員。 会董の職を歴任。 1895-1928
振成号	徐文泉	新地30番	日本、中國	輸入：米穀、豆類、肥料、肥料、他 輸出：海產品、米穀、東洋紙、陸產物	1904-1906
福昇錢	黃謹明	新地7番		中国ホテル（宿泊、料理）	
福興号	同上	同上	日本、中國大陸、浦沶各地	輸入：肥料、雜製、綿花、他 輸出：米穀、陶器、麵類、傳茶、海產品、雜貨	1896-1906

は米穀・豆類・綿花であった。つまり、福建華商は、近代以前から続いてきた海産品輸出のような伝統的貿易の担い手としての役割を果たしながら、近代日本の綿工業の発展ともつながりを持っていたのである。

このような福建商人の広域商圈のあり方は、明らかに近代以前からの華商のアジア貿易の長い歴史的文脈に位置づけることができる。泰益号のほか、上表に見られる福建会館の重鎮であった徳泰号・泰昌号の欧阳仁や和昌号の梁氏家族などは、いずれも先祖代々商業を営んできた家系で、長崎の開港を契機に渡来した華商であった。

II 組織間関係と信用保障システム

会館組織は、一地方の華人社会の発展をはかり、同地の本邦出身者の自治・互助団体として機能しているのみならず、より広い地域にネットワークを広げて同邦出身者の連帯関係を強め、広域的ビジネス活動のための情報・もの・資金の移動と交流の中継センターでもあった。各開港場における地縁団体は、互いに緊密なつながりを持っており、同邦商人に互助・親睦及び商業活動と情報交換の場を提供した。19世紀末、長崎福建会館が改築される際には、神戸・上海・横浜・長崎などの会館組織または華人商号から多額の寄付を受けていた⁽⁴⁹⁾。また、泰益号書簡のうち、上海泉漳会館から送られた一通の章程があり、ここから会館組織が華商の遠隔地交易に果たした機能をうかがうことができる。

泉漳会館重訂新章

□□申時局変遷、金融阻塞、□□□□□□往々先支銀項而利□□□□□
□□□□□貼補利息、不得不酌□（「情」の字であると推測されうる：筆者）
整頓□（「重」の字であると推測されうる：筆者）組商務、謹訂章程四条，
務祈鑒諒 為禱。

- 一、一切糖雜各貨，凡寄申託兌，而匯票先行匯支者，該貨到申，當即依市走兌，不為扳守。
- 一、所支之銀，其利息以每月八厘計算，至兌出貨後一月止利。
- 一、如貨未兌出，匯票先支者，只能照貨值按七折支取，如逾期不為批兌。
- 一、□□□□□匯票□（「後」の字であると思われる：筆者）支者應否走兌，由客主裁。兌出之後，以三十天期匯票來申支取。

中華民国元年，上海泉漳會館衆商公訂

原文は磨滅した箇所が多いが、その内容の理解には支障がない。同章程は、民国初年に上海泉漳会館の所属商号の公議により新たに改訂されたものである。その内容から見れば、同会館は、各地の同業商人から送ってきた貨物を受け取り、その委託を受けて貨物の卸売りを行い、その代金は匯票で決済されている。民国元年の章程改訂にいたるまで、会館側が提供した為替手形決済の条件はきわめて特惠的であった。当時、上海では数多くの交易所が存在しており、各地から送られてきた商品またはその見本は交易所に陳列され、買い手は交易所に集まり、仕入れ商品の情報収集や値段の交渉などを行っていた。このような交易所は会館の中に設けられたものが少なくない⁽⁵⁰⁾。

では、華商のこうした広域的商業活動を行う場合、商人間の信用関係の維持やトラブルの処理などに会館組織がいかに機能しているのか。呉劍雄は、ニューヨークの中華公所が組織の行動を通して同地の華人洗衣店の取引における不正行為を防ぎ止めた事例を提供した⁽⁵¹⁾。泰益号の関係書簡には、遠隔地間の商人たちの間の金銭トラブル処理に果たした会館組織の役割を示す好事例がある。

ある福建商人が泰益号の関係者の一人からお金を借りたが、未返却のまま長崎から離れ、所在不明となった。泰益号は上海の取引相手に手紙を送り、当商号を通して、上海の泉漳会館にその所在調査を依頼した。その結果、当人が当時天津で商業を営んでいたことがわかった。借金が返却されるかどうかは本人

次第で、会館の力の及ぶところではない。だが、天津の会館を通して返却請求を通達することができると上海の取引相手が返事をしている⁽⁵²⁾。同事件を通して少なくとも以下の諸点を提起できよう。

- 1) ある商人が経営拠点を変えても、その所属する帮社会から離れることはない。
- 2) 商人間の債務債権のトラブルの解決は、複数の開港場における同帮組織の情報ルートを通じて行われた。この件の最終的な結果は不明であるが、もし請求をうけた債務者が返却を拒否した場合、その債務者が福建帮内部での信用の失墜を招くという危険性に直面する可能性を有していたことが推測される。

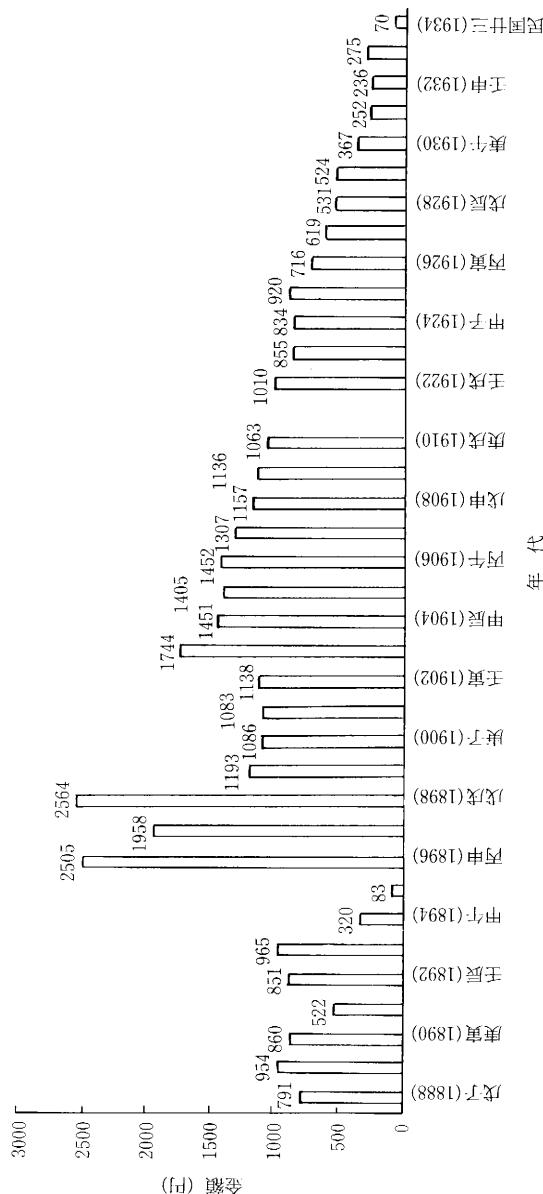
第六節 福建華商の貿易活動の盛衰

I 長崎福建帮華商の輸出入貿易趨勢

これまで、近代日本の各開港場における華商の輸出入貿易額を推計する方法は、ほとんどなかった。しかし、福建会館の厘金収入の中に占める定率会費比率がかなり大きかったので、厘金収入の変動を通して同帮華商の貿易増減の趨勢を、ある程度読み取ることが可能である⁽⁵³⁾ (図2 長崎福建会館歴年徴収厘金変動図)。

図2から見れば、1888～93年の間には同帮華商の輸出入額に大きな起伏が見られないが、日清戦争が勃発した1894年に急激に下がっている。1894年度に徴収した会費は春季分だけで、これ以降翌年の秋まで会費は徴収されなかった。1895年末に、和昌・昇記・振泰三社のみが冬期分の厘金を納めた。そのほかの商号の秋・冬二期の会費は、1896年春に補交された。つまり、1894年春から95年末までに、同会館の所属商号の輸出入活動は中断されていたのである。これは、戦争中、大勢の華商が本国に引き揚げたことと関連している。しかし、戦

図2 長崎福建会館歴年徵收厘金変動図



注: 1. 上図は表1に掲げる福建会館諸帳簿により作成
2. 1932年(壬申)までの会計年度は旧暦とするが、1933年以後は西暦年となつた。

後の1896～98年までの3年間の厘金額は急速に回復・伸長している。こうした福建幫商人の取引面での活躍は、日清戦争後の日本の対外貿易の発展、特に日本・台湾間の経済関係の緊密化に裏づけられていたと思われる。

上掲帳簿は、1911～21年の10年間の関連データを欠いているが、泰益号の損益勘定を参考すれば、第一次世界大戦期は、同幫華商の経営史上の黄金時期であったことが推察できる⁽⁵⁴⁾。

1920年代前半期の厘金収入は大体安定していたが、1920年代後期から30年代初期まで減少の一途をたどり、1935年には完全に収入がなくなっている。こうした貿易衰退の背景には、日本の金融危機、中国の情勢不安などがあげられるが、より重大な因素は、20年代末に生じた世界恐慌、および30年代以降特にエスカレートした日貨ボイコット運動であった。

II 三十年代の苦境及び福建幫貿易の衰退

1930年代以降、日中関係が悪化するに伴い、在日華商は益々厳しい環境に置かれた。1933年、稻佐町消防組は消防組屋を立てるという理由で、同幫に悟眞寺の墓前の池の前の祭壇を譲ることを要求した。同要求に対し、同幫は墓地が華人社会にとって重大な意味をもつとして拒否した。だが、1937年に梅香崎警察署長の要求で、同墓前の池は稻佐町消防組・稻佐町青年団に徵用された。翌年、梅香崎警察署長はさらに同祭壇の敷地に消防組屋を建てることを同幫に告げ、無期無償で借りる契約を立てた⁽⁵⁵⁾。その前年の1936年には、市役所が道路拡張のため、同会館門前の土地割譲を要求した⁽⁵⁶⁾。1938年、蓮乗寺が、寺院建立のためと称して、同会館の所在地を建物ごと譲渡するようにという荒々しい要求を行なった⁽⁵⁷⁾。同年、梅香崎警察署長が、同幫の所有する土地宮・媽祖宮・觀音亭の三つの寺廟を学務課（市役所史跡保存会）に寄付することを要求し、なお、この案件に関する同会館内部の会議の場に警察所の主任を派遣して、全

員一致で賛成させた⁽⁵⁸⁾。

1939年、興亜院の指示で全日本華僑総会が組織された。神戸では、華僑新興会の成立に伴い、広東・三江・福建三幫が解散させられた。長崎の場合、1940年以降、同幫から発出された通知の落款から福建会館の名称と捺印が消え、その代わり福建人・福建人会・福建幫・福建会といった曖昧な署名が用いられた。つまり、正式な組織としての福建会館は解散させられたのであろう。だが、このような高圧的風潮の中で、同幫の公開的な組織活動は確かに不可能となつたが、そのメンバー間の絆はなお根強く残されていた。同時期以降、同幫のメンバー間の打合せは、館内町の華僑民団事務所か永興号の中で行われた。時には、名目的には晚餐会と称して四海樓の中で内部事務が検討された。1942年、厳しい環境の中で、同幫の共有財産を温存するために、福建会館の屋敷の所有権を陳金鐘の名義に移し、觀音亭の屋敷の所有権を任子明の名義に移すことが決定された⁽⁵⁹⁾。

1930年代末～40年代初めにかけて、日本では戦時統制政策が実施されたが、その中の海産物輸出割当制度は、元来海產品輸出面で優位を保ってきた華商に大打撃を与えた⁽⁶⁰⁾。ここに、1941年度第一期海產物円ブロック地域輸出割当基準を示す（表5 海產物輸出割当表）。

表5からわかるように、1940年代初頭の戦時体制の下で、海產品輸出など、華商が伝統的に優位を保っていた貿易領域からほぼ駆逐され、泰益号のような長崎福建幫の重鎮であった商号も海產品輸出面から姿を消すこととなつた。ただし、上掲の7軒の長崎華商のうち、翁徳昌・広合泰の2軒を除けば、いずれも福建幫の華商であった。

在日華商の社会組織とその商業ネットワーク

表5 海產物輸出割当

昭和16年度第1期海產物貿易輸出割当基準表

1. 乾蔬菜類

	関東州及滿州國向					中華民國向				
	干生姜	干椎茸	干大根	干薑椒		干生姜	干椎茸	干大根	干薑椒	
イ. 東京支部 日商(9) 華商(0)		11.23	7.70				28.13	0.83		
計		11.23	7.70				28.13	0.83		
ロ. 大阪支部 日商(41) 華商(1)		68.52	37.21	38.89		75.00	22.03 0.01	12.77	3.19	
計		68.52	37.21	38.89		75.00	22.04	12.77	3.19	
ハ. 神戸支部 日商(31) 華商(11)	100.0	19.12 1.13	48.77	61.11		25.00	32.99 11.92	62.61 6.90	50.00 46.81	
計	100.0	20.25	48.77	61.11		25.00	44.91	69.51	96.81	
ニ. 長崎支部 日商(31) 華商(4) 崇記洋行 生泰号 豊泰号 永興号			5.08				4.15 0.55 0.07 0.14 0.28 0.06	12.15		
計			5.08				4.70	12.15		
ホ. 下関出張所 日商(3) 華商(0)			1.24				0.22	4.74		
計			1.24				0.22	4.74		
総計	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	100.0	

2. 海藻類

	関東州及滿州國向					中華民國向					
	昆布	出汁昆布	刻昆布	海苔	和布		昆布	出汁昆布	刻昆布	海苔	和布
イ. 東京支部 日商(19) 華商(0)	25.50		13.19	40.26	2.26		38.32	19.07	25.31	8.64	0.64
計	25.50		13.19	40.26	2.26		38.32	19.07	25.31	8.64	0.64

東洋文化研究所紀要 第134冊

□、大阪支部 日商(55) 華商(0)	2.21		66.26	51.61	3.05		3.45	76.72	37.13	40.00	3.21	
計	2.21		66.26	51.61	3.05		3.45	76.72	37.13	40.00	3.21	
△、神戸支部 日商(26) 華商(6)	4.87		4.69	4.32	68.51		22.53	2.09	36.17	17.69	21.93	
			3.10	1.93			0.13		1.03	15.16	0.08	
計	4.87		7.79	6.25	68.51		22.66	2.09	37.02	32.85	22.01	
△、長崎支部 日商(18) 華商(4) 生泰号 永興号 福泰号 広合泰				1.88	5.91			0.38		14.20	12.38	
										1.06		
										0.74		
										0.08		
										0.12		
										0.12		
計				1.88	5.91			0.38		15.26	12.38	
△、函館支部 日商(3) 華商(0)	0.18		12.04		2.64		0.21		0.29	0.04		
計	0.18		12.04		2.64		0.21		0.29	0.04		
△、小樽支部 日商(3) 華商(0)	1.05						3.02	0.48				
計	1.05						3.02	0.48				
△、根室支部 日商(23) 華商(0)	66.19						32.34					
計	66.19						32.34					
△、下関出張所 日商(10) 華商(0)					17.63				1.26	0.07	3.21	61.76
計					17.63				1.26	0.07	3.21	61.76
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

3. 乾魚類

	関東州及滿州国向					中華民国向						
	煮干魚	干鰯	干鰐	鱈鮓	節類		煮干魚	干鰯	干鰐	鱈鮓	節類	
△、東京支部 日商(20) 華商(0)	0.60	20.22	26.51	17.42	29.54		9.12	5.86	20.38	3.69	24.69	
計	0.60	20.22	26.51	17.42	29.54		9.12	5.86	20.38	3.69	24.69	

在日華商の社会組織とその商業ネットワーク

ロ. 大阪支部 日商 (32) 華商 (0)	12.52	5.17	22.83		15.43		3.73	2.15	0.62	0.54	41.00	
計	12.52	5.17	22.83		15.43		3.73	2.15	0.62	0.54	41.00	
ハ. 神戸支部 日商 (40) 華商 (7)	1.63	9.80	5.88	47.88 7.25	21.14		42.12 1.36	33.43	48.37 3.09	39.41 51.72	20.02	
計	1.63	9.80	5.88	55.13	21.14		43.48	33.43	51.46	91.13	20.02	
ニ. 長崎支部 日商 (36) 華商 (4) 崇記洋行 生泰号 永興号 福泰号 元太洋行	14.28	35.10		15.89	33.87		28.35 1.61 0.14 0.04 1.26 0.17	19.64		0.55 0.24	7.41	
計	14.28	35.10		26.92	33.87		29.96	19.64		0.85	7.41	
ホ. 函館支部 日商 (8) 華商 (1)	0.09		12.85 0.40	0.38					6.83 3.48	0.05 2.02		
計	0.09		13.25	0.38					10.31	2.07		
ヘ. 小樽支部 日商 (7) 華商 (0)			6.86	0.15					0.13	1.72		
計			6.86	0.15					0.13	1.72		
ト. 根室支部 日商 (6) 華商 (0)			4.25						16.55			
計			4.25						16.55			
リ. 下関出張所 日商 (11) 華商 (0)	70.88	29.71	10.42		0.02		13.71	38.92	0.55		6.88	
計	70.88	29.71	10.42		0.02		13.71	38.92	0.55		6.88	
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

4. 塩魚類

	関東州及満州国向						中華民国向					
	塩鮭	塩鱈	塩鰯	塩鰆	塩鰐	塩鰓	塩鮭	塩鱈	塩鰯	塩鰆	塩鰐	塩鰓
イ. 東京支部 日商 (9, 10) 華商 (0, 0)	25.37	52.09	61.72	56.01	94.18	65.20	56.42	43.78	64.13	90.60	60.95	68.71
計	25.37	52.09	61.72	56.01	94.18	65.20	56.42	43.78	64.13	90.60	60.95	68.71

東洋文化研究所紀要 第134冊

口. 大阪支部 日商 (10, 16) 華商 (0, 0)	3.07	0.45	2.30			7.29	7.85	1.14		24.74	7.38	
計	3.07	0.45	2.30			7.29	7.85	1.14		24.74	7.38	
八. 神戸支部 日商 (4, 19) 華商 (0, 1)	0.15	3.49	11.12	34.17		6.75	15.39	34.20	3.96 1.87	4.03	2.61	
計	0.15	3.49	11.12	34.17		6.75	15.39	34.20	5.83	4.03	2.61	
二. 長崎支部 日商 (3, 8) 華商 (0, 0)				2.35		2.09	0.02			1.74		
計				2.35		2.09	0.02			1.74		
ホ. 医館支部 日商 (8, 5) 華商 (1, 0)	41.18	40.74 0.02	0.30		5.59	16.35	7.00	31.82		0.79	0.12	2.51
計	41.18	40.76	0.30		5.59	16.35	7.00	31.82		0.79	0.12	2.51
ヘ. 小樽支部 日商 (5, 5) 華商 (0, 0)	0.29	0.02				1.59						8.97
計	0.29	0.02				1.59						8.97
ト. 根室支部 日商 (3, 2) 華商 (0, 0)	0.89	0.70				0.07	0.11					
計	0.89	0.70				0.07	0.11					
リ. 下関出張所 日商 (5, 7) 華商 (0, 0)	29.05	2.49	24.59	7.47	0.23	18.45	18.76	1.03	0.53	2.78	8.42	9.82
計	29.05	2.49	24.59	7.47	0.23	18.45	18.76	1.03	0.53	2.78	8.42	9.82
総計	100	100.0	1000	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

5. その他の魚介類

一. 関東州及満州国向

	貝柱	海参	藤子	干鮑	干鰯	干牡蠣	干蝦	干数の子	塩数の子	筋子	鱈子	
イ. 東京支部 日商 (10) 華商 (0)	37.11	6.88	47.70	28.72	28.93	48.68	14.31	41.66	29.54	21.22	24.82	
計	37.11	6.88	47.70	28.72	28.93	48.68	14.31	41.66	29.54	21.22	24.82	
ロ. 大阪支部 日商 (14) 華商 (0)	0.45	0.37	0.53	15.56	2.71		7.12			1.08		
計	0.45	0.37	0.53	15.56	2.71		7.12			1.08		

在日華商の社会組織とその商業ネットワーク

八、神戸支部 日商(22) 華商(1)	9.50	52.05 0.42	20.60	52.71	22.15	51.32	63.94 2.93	12.26	3.86	0.03	
計	9.50	52.47	20.60	52.71	22.15	51.32	66.87	12.26	3.86	0.03	
二、長崎支部 日商(7) 華商(0)	0.41	5.45			3.09						
計	0.41	5.45			3.09						
ホ、函館支部 日商(13) 華商(1)	7.20 1.18	3.13 8.24	1.58 0.48	1.59 0.53	25.99 6.39		0.06		16.97	72.89	1.17
計	8.38	11.37	2.06	2.12	32.38		0.06		16.97	72.89	1.17
ヘ、小樽支部 日商(12) 華商(0)	43.97	20.40	28.84	0.89	0.48		1.46	44.99	23.34		3.69
計	43.97	20.40	28.84	0.89	0.48		1.46	44.99	23.34		3.69
ト、根室支部 日商(6) 華商(0)	0.18	3.01	0.27				10.18				
計	0.18	3.01	0.27				10.18				
リ、下関出張所 日商(7) 華商(0)		0.05			10.26			1.09	26.29	4.78	70.32
計		0.05			10.26			1.09	26.29	4.78	70.32
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

二、中華民国向

	貝柱	海参	藤子	干鮑	干鰯	干牡蠣	干蝦	干数の子	塩数の子	筋子	鱈子	
イ、東京支部 日商(14) 華商(0)	23.63	6.70	40.01	19.07	21.17	2.49	7.79	22.65	17.62	30.92	2.13	
計	23.63	6.70	40.01	19.07	21.17	2.49	7.79	22.65	17.62	30.92	2.13	
ロ、大阪支部 日商(31) 華商(0)	6.37	2.41	4.18	2.70	4.08	3.87	2.67	4.78				
計	6.37	2.41	4.18	2.70	4.08	3.87	2.67	4.78				
ハ、神戸支部 日商(35) 華商(10)	22.32 5.03	19.34 60.86	10.34 4.41	51.48 10.59	54.04 6.56	67.22 6.46	39.49 26.56	33.22	45.22	30.60	17.80	
計	27.35	84.20	14.75	62.07	60.60	73.68	66.05	33.22	45.22	30.60	17.80	

東洋文化研究所紀要 第134冊

ニ、長崎支部											
日商(17)	0.05	0.79		2.97	1.99	6.15	12.49	23.01		6.05	25.34
華商(7)		0.53		1.96	2.24	13.81	10.79				
生泰号		0.11		0.65	0.79	8.88	0.59				
福泰号		0.25		0.39	0.63	1.01	4.75				
永興号		0.08		0.11	0.61	3.84	2.17				
崇記洋行		0.09		0.65	0.02		3.22				
翁德号				0.16	0.02						
豊泰号					0.01		0.06				
広合泰					0.16	0.08					
林富三					0.15	0.40					
計	0.05	1.32		4.93	4.23	19.96	23.28	23.01		6.05	25.34
ホ、函館支部											
日商(3)	3.07	1.68	3.65	7.92	8.58					35.92	
華商(1)	0.25	0.13			0.78						
計	3.32	1.81	3.65	7.92	9.36					35.92	
ヘ、小樽支部											
日商(9)	32.34	0.84	9.37	3.31	0.39			5.60	2.58	0.18	
華商(0)											
計	32.34	0.84	9.37	3.31	0.39			5.60	2.58	0.18	
ト、根室支部											
日商(5)	6.94	2.72	28.04								
華商(0)											
計	6.94	2.72	28.04								
リ、下関出張所											
日商(9)					0.17		0.21	10.74	31.58	23.87	54.73
華商(0)											
計					0.17		0.21	10.74	31.58	23.87	54.73
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注記

- I. この表は、上海日本大使館事務所『中支ニ於ケル主要商品概況調査』(1942)を参考して作成した。
- II. 「日商」「華商」とあるのは、それぞれ日本商人・中国商人のことである。商人名の前にある*印は、いずれにも区別できないものである。
- III. 括弧内の数字は、各支部に割り当てられた商人の数を表す。また、「4. 塩魚類」の部分の括弧内の数字は、左側が「閩東州及満州国向」に割り当てられた商人、右側が「中華民国向」に割り当てられた商人の数を表す。
- IV. 長崎支部の「華商」部分では、「華商」合計の数値の他に各商号をも列挙している。
- V. 左側の欄に掲げている各支部と各商号は、日本海陸物産輸出組合联合会所属の支部とその組合員である。

終わりに

以上の検討を通して、明らかとなつたのは、以下の諸点である。

第一に、長崎福建会館の歴史的展開は、前近代から持続的に行われてきた同帮華商の商業的活動の延長線上に位置づけることができるということである。1868年の八閩会館設立は明らかに唐館組織の継承体として成立したものと思われる。長崎は近代以前の日本の対外関係の主な窓口だったので福建華商が盛んに来航し、開港以降にも同帮華商がいち早く上陸して貿易を営んだ。同港を拠点に福建華商は次第に北へと移動し、神戸などの中心的市場に進出し、足場を固めた。こうして閩南幫が貿易中心都市を占拠する一方、福州（清）幫の行商人は奥地の農村地域を中心にネットワークを広げた。このように、南から北へ・中心都市から後背地へと展開していくパターンは、福建幫のみならず、在日華商の日本進出における共通点として検出されうる。また、こうした地域的展開のあり方は、華商の中国国内における移動モデルとも一致しているという指摘がある⁽⁶¹⁾。

神戸の福建会館の成立経緯とその中堅メンバーの構成に見られるように、長崎は華商の日本進出の起点ともいえる。長崎からの北上経路において、福建幫華商の勢力が及ばなかった重要な開港場は横浜のみである。その直接的原因は、1906年の福建華商の同港進出の失敗にあった。同年、日露戦争前後の好景気の波に乗じて、神戸建幫のリーダーである王敬祥と、長崎建幫リーダーの泰益号とその神戸支店および台灣商号とが連合して、一挙に横浜に進出して米の取引への参画を図ったが、結局失敗に終わり、その影響で同港の福建幫勢力が全滅したと報告されている⁽⁶²⁾。もちろん、同港における福建幫華商の勢力が弱かつた背景には、横浜が神戸に比して欧米向きであったという立地条件があった。この条件の下で横浜在留華人は、貿易商よりも雑業者（サービス業・職人・技

術者など）が中心となっていた。

明治以降、政治外交的な面での日中関係の基調は既に東京対北京という北のチャネルに切り替えられていたが、長崎を出発点とした福建華商の日本進出の史実を考えると、歴史的に存続してきた南のルートが北を軸とした国家関係とは異なったレベルで、地域に内在するダイナミックなネットワークとして、開港以降もなお重要な役割を果たし続けていたと言うことができよう⁽⁶³⁾。

第二に、福建華商は日本開港という歴史的契機を素早く摑み、在来の交易ルートに沿って渡来し、長崎を拠点に遠隔地貿易に従事し、東アジア・東南アジアの広い地域に及ぶ都市間貿易ネットワークを作り上げたということが確認される。

彼らは海産品・漢方薬草・雑貨などの前近代から頻繁に取引されてきたアジア向けの伝統的消費品を扱い、独自の流通システムを利用してアジアの伝統的通商網を担ってきた。それと同時に、福建華商は綿花や米穀・大豆などの食糧の日本への輸入を営み、近代日本の綿工業の発展や台湾・朝鮮植民地貿易でも大いに活躍した。そして、彼らの中の大勢は、さらに神戸などの新興開港場に再移動し、マッチなどの近代工業品の貿易を扱い、同時に日本の紡績・ガス株への投資、中国の交通事業の建設などを通じて、商業活動の範囲を近代産業の分野に拡大した。

東アジア・東南アジアに広がった交易ネットワークを強化するために、異なる開港場に拠点を構えた福建華商は、組織的に密接な相互関係を持っていた。これらの会館組織は、会厘・行仲に関する規制により華商の対内・対外の貿易秩序の整理・維持をはかり、さらに、上海の泉漳会館の活動に見られるように、多分野にわたる広域的商業・投資活動の結果として各地から送られてくる商品の貯蔵・見本展示・情報集散・価格交渉などのための場を提供し、加えて遠隔地取引のための為替決済の便宜もはかった。

なお、華商の取引きは契約を結ばず、専ら対人的信用構造の上に成り立つて

いたかのように見える。しかし、このように法的保障がなく、まして遠隔地で行われ、かつ常に移動している商人間の取引きにおける信用関係の成立に対しでは、会館組織が「社会的保障システム」の一環として極めて重要な役割を演じていたと思われる。会館は、同地の華商の債務債権の紛争を調停する義務を持つのみならず、各地の会館組織のネットワークを通して、遠隔地間の商人の間で起きた様々なトラブルにも立ち入っている。華商にとって、経営拠点が移っても、彼等を取りまく「幫権社会」の環境には変わりがなかった。その信用関係は、単に取引関係を持つ個別の華商間の問題に止まらず、むしろ彼らを取りまく社会関係全体の秩序に埋めこまされていたのである。

第三に、以上のような不斷な移動と交流の中から、次第に秩序化された華人社会が育まれ、業縁的・地縁的・宗教的な、華人社会を構成する基礎組織が誕生し、宗教・祭祀・演劇・教育・生活風習など様々な面における文化の伝播・受容・変容が発生し、ローカル社会の豊かな生活空間が創出されたことが確認できる。

19世紀末から20世紀初頭にかけて、保皇党、革命党の活動、及び清朝の華僑政策の転換の結果の一つとしての領事館の設立などがあり、王庚武が「新しいアイデンティティ」と呼んだような、一種の中華民族の帰属意識が在日華人の中にも覚醒し、中華総商会・孔子廟・中華学校などが創設された。同盟会のような政治的団体の結成は、こうした時代の流れを汲むものであった。中国の長い歴史の土壌の中で育まれた血縁・地縁関係に比べて、この「新しいアイデンティティ」はナショナリズムの国家形成の理念や現実と関わった中国国内の政権交代や党派対立などによる政治的傾向性と結び付いていた。そして、このすぐれて本世紀の特産品と看做すことができる「新しいアイデンティティ」は、血縁・地縁及び階級と職業の境界を超越した性格を持っている⁽⁶⁴⁾。しかし、長崎の中華総商会・聖廟・中華学校と在来の会館組織の関係から見れば、中華民族としてのアイデンティティは、従来の帮の帰属意識を単純に切り替えたもので

はなく、その延長線上に位置づけられたものでもあった。

長崎華商の取引活動やその社会生活秩序は、ある時期の日中関係や世界経済の情勢に大きく左右された。彼らは、環境と時代の劇的な変遷に柔軟に対応した。長崎福建会館は、在留福建幫の自治団体として機能しながら、他方で祖国・所在国の官庁と良好な関係を築くことも忘れなかつた。今世紀開始前後から今日にいたるまで、長崎華人社会には、神戸や横浜の華人社会に見られるような激しい政治的対立と紛争の軌跡が見られない⁽⁶⁵⁾。こうした異なる開港場の華人社会の性格の違いに関する分析は、今後の研究課題として残されている。

福建会館は、共同の利害関係と精神的團結力を求められた華商の広域的ネットワークの一環として、個人と個人・個人と組織・組織と組織の社会的諸関係の結節点に位置していた。長崎華人社会がもつ二つの活動ベクトル、すなわち外的ネットワークの広がり、そして現地に定着化したローカル・コミュニティの形成という二つの方向性は、同会館の帳簿の収支構造にも反映されている。収入は会員らの貿易の利益によって賄われ、「外」の世界への拡大に依存していたのに対し、支出は学校教育や宗教祭祀、慈善活動という「内」の世界への凝集に重点が置かれていた。こうした収支構造は、今日に至るまでの多くの華人社会組織に共通している。

以上、「社会組織」及び「ネットワーク」をキーワードとして分析してきた。華人史の発展を顧みれば、第二次世界大戦終結まで、華人の社会組織は、華人社会を血縁・地縁などの小グループに分けながら、国民国家としての中国または中国の特定の政治勢力や権力のもとに結集するアイデンティティを整合する基盤でもあった。戦後、特に東南アジアで見られるように、華人の社会組織は、エスニックの華人としての文化的・歴史的特質を伝承するキャリアという役割を果しながら、所在地の新興国民国家の形成・発展に参与し、民族独立国家の枠の中におけるエスニックのあるべき政治権力の合法性を主張する根拠となっていた。しかし、最近20年間の歴史発展を見ると、いわゆる「華人」概念

の従来の内核がいっそう分化し、伝統的華人性が全面的に後退を見せるという大きな流れの中で、華人の間の経済的・市場的つながりは、むしろ地域的にも数量的にも拡大する傾向が見られた⁽⁶⁶⁾。このような華人世界の「外延」の拡大は、世界華商大会や各地の宗親・同郷組織の復活・再編、その組織間関係のグローバルな活性化という動向にも示されている。近年来、日本の新華僑も含めて、地縁組織の創設の動きがかなり活発となっている。華人の社会組織は、国家や民族のような、特定の中にめぐって固定化した境界の重要性を相対化させ、状況に応じて柔軟な対応を可能とするネットワークを広げていく仲介点の一つとなっている。本稿の事例を通して、ある程度で、こうした歴史の推移に見られる変化の深層に潜む構造的持続性を浮上させることができよう。

1 福建会館関係資料については、以下を参照。

福建会館総簿

- 『八閩会館総簿』 戊子～辛丑年（1888～1901）
- 『福建会館総簿』 戊子～己亥年（1888～1899）
- 『福建会館総簿』 丙申～己未年（1896～1919）
- 『福建会所総簿』 壬辰年（1928）
- 『福建会所総簿』 民国十八年（1929）
- 『福建会所総簿』 民国十九～二十七年（1930～1938）
- 『福建会館総簿』 民国二十八年（1939）

草簿・日清簿およびそのほかの補助帳簿

- 『八閩会館日清簿』 戊子～己亥年（1888～1899）
- 『□□…』（草簿または日清簿） 丙申～庚子年（1896～1910）
- 『福建会館草簿』 民国十九～二十七年（1930～1938）
- 『会館各項常年経費』 丙午年（1906）
- 『福建会所借用会所登記』 癸丑～壬戌年（1913～1922）
- 『福建会所電灯費簿』 甲寅年（1914）
- 『福建会所値年経収房租暫登』 辛酉年（1921）
- 『福建会所值年週輪』 壬戌～民国二十七年（1922～1938）

『福建会所房租簿』 癸亥～庚午年（1923～1930）

『福建会館徵收厘金』 民国二十二年（1933）

議事記録

『福建会所議事記録』 戊辰～庚午年（1928～1930）

『福建会所伝単記録』 民国二十二～四十八年（1933～59）

福建聯合会関係

『長崎福建聯合会總簿』 民国六～七年（1917～1918）

『福建出簿』 民国六～七年（1917～1918）

『長崎福建聯合会滾存』 民国八年（1919）

『福建聯合会記事伝告』 民国六～九年（1917～20）

『長崎福建聯合会晚餐会記録』 民国六年（1917）

『福建聯合会第二次職員表』 民国七年（1918）

『福建聯合会□□…』（葬式の出席記録） 民国九年（1920）

福建長生会関係

『福建長生会結冊』 乙巳～辛亥年（1905～11）

『福建長生会捐緣[山]總』 乙巳～辛亥年（1905～11）

『福建長生会各項總登 元冊』 戊午年（1918）

2 内田直作『日本華僑社会の研究』（同文館 1949年）。

3 斯波義信「明治期日本來住華僑について」（『社会経済史学』第47卷4号 1981年）。同「函館華僑関係資料集」（『大阪大学文学部紀要』第22卷 1982年）。同「在日華僑と文化摩擦——函館の事例を中心に——」（山田信夫『日本華僑と文化摩擦』所収 巖南堂書店 1983年）。同『華僑』（岩波書店 1995年）。山田正雄「阪神中華会館の成立」（『史学研究』第57号 1954年）。許淑真「留日華僑総会の成立に就いて」（上掲山田信夫編『日本華僑と文化摩擦』所収）。

4 蒲地典子「明治初期の長崎華僑」（『お茶の水史学』第20号 1976年）。許淑真「日本における福州幫の消長」（『摂大学術』 1979年第7期）。茅原圭子・森栗茂「福清華僑の日本での貿易行商について」（『地理学報』第27号 1989年）。吉原和男「在日福建華僑の組織化過程」、曾士才「京都の普渡勝会と福建華僑」、谷口裕久「京都在住華僑の婚姻をめぐる組織と場」（以上ともに文部省平成2・3年度科学研究費補助金研究成果報告書『宗教と社会的ネットワーク』所収 1992年）。唐文基ほか「福建在日華僑・華人の日中文化交流への貢献に関する総合的研究」（トヨタ財團研究助成 1989年）。旅日福建同郷懇親会編『旅日福建同郷懇親会二十年の歩み 1961～80年』（同会 1980年）。吳柏林『福建会所今

在日華商の社会組織とその商業ネットワーク

昔録——財団法人福建会館の創立及びその現状——』(同会館事務局 1990 年)。

- 5 稲見悦治・藤岡ひろ子「神戸市在住外国人の実態について」(『都市問題』第 49 号 1958 年)。鴻山俊雄『神戸大阪の華僑』(華僑研究所 1979 年)。和田幸子「神戸在住華僑の生活様式の変化」(大阪教育大学卒業論文 1980 年)。藤岡ひろ子「都市形成との関連から見た神戸の商社立地変動」(『地理学評論』第 54 卷 1 号 1981 年)。天野健次「神戸居留地と在留外国人」(神戸史学会編『歴史と神戸』第 22 卷 2 号 1983 年)。洲脇一郎・安井三吉「明治初期の神戸華僑」(『神戸大学教養学部紀要論集』第 42 号 1988 年 10 月)。牧政英也・張光夫「神戸市在留華僑の生態」(『関西学院大学社会学部紀要』1964 年)。西口忠「川口華商の形成」(堀田暁生・西口忠共編『大阪居留地の研究』思文閣出版 1995 年)。
- 6 山室周平・河村十寸穂「横浜在留華僑の特質に関する若干の考察(一)」(『横浜国立大学人文紀要』哲学社会科学第 9 輯 1963 年 11 月)。白井勝美「横浜居留地の中国人」(横浜市編『横浜市史』第三卷下 1963 年)。山下清海「横浜中華街在留中国人の生活様式」(『人文地理』第 31 卷 4 号 1979 年)。同「横浜中華街と華僑社会」(『首都圏の空間構造』二宮書店 1991 年)。伊藤泉美「横浜華僑社会の形成」(『横浜開港資料館紀要』1991 年)。岸上興一郎「横浜中華義莊」(桜井清彦先生古希記念会編『21 世紀の考古学』雄山閣出版株式会社 1993 年)。
- 7 長崎華人については、以下を参照。
長崎市役所『長崎市史 通交貿易編 東洋諸国部』(同所 1924 年)。
長崎市役所『長崎市史 地誌編 佛寺部下』(同所 1923 年)。
長崎市役所『長崎市史 風俗編』(同所 1925 年)。
長崎県史編集委員会『長崎県史 外交外渉編』(吉川弘文館 1986 年)。
山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』(吉川弘文館 1964 年)。
同『近世日中貿易史の研究』(吉川弘文館 1969 年)。
重藤威夫『長崎居留地と外国商人』(風間書房 1967 年)。
小川国治『江戸幕府輸出海産物の研究——俵物の生産と集荷機構——』(吉川弘文館 1973 年)。
大庭脩『唐船進港回棹録』(島原書房 1974 年)。
宮田安『長崎崇福寺論考』(長崎文献社 1975 年)。
同『唐通事家系論考』(長崎文献社 1979 年)。
同「補遺唐通事家系論考」(『長崎市立博物館館報』第 25 号 1985 年)。

蒲地典子前掲注4論文。

三村美美子「長崎における華僑に就いての若干の考察」(『アジア研究所紀要』第4期 アジア大学1977年)。

浜崎国男『長崎異人街誌』(葦書房 1978年)。

松浦章「長崎貿易における江浙商と閩商」(『史泉』第42期 1971年)。

同「中国商人と長崎貿易——嘉慶・道光期を中心に——」(『史泉』第54期 1980年)。

三浦忍「明治期長崎港海產物貿易の調査報告書について——海產貿易商の習慣——」(長崎県立大学国際文化研究所『調査と研究』第11巻1号 1980年, 同13巻1号 1982年, 同14巻1号 1983年)。

布日潮渢「明治十一年長崎華僑試論——清民人名戸籍簿を中心として——」(山田信夫編『日本華僑と文化摩擦』巖南堂書店 1983年)。

山本紀綱「長崎唐人屋敷」(謙光社 1983年)。

菱谷武平『長崎外国人居留地の研究』(九州大学出版会 1988年)。

劉序楓「清代前期の福建商人と長崎貿易」(『九州大学東洋史論集』第6号 1988年1月)。

同「清代前期の福建商人と長崎貿易」(『九州大学東洋史論叢』第16号 1988年)。

同「清代前期の海外貿易政策と長崎貿易」(近代日本華僑學術研究会『近代日本華僑・華人研究』 1989年4月)。

同「十七, 八世紀の中国と東アジア」(溝口雄三・浜下武志ほか編『アジアから考える 2 地域システム』東京大学出版会 1993年)。

原康記「幕末——明治期の長崎華僑における製茶輸出」(『経済学研究』第54巻6号 九州大学経済学部 1989年)。

同「明治期長崎貿易における外国商社の進出とその取引について——中国商社の場合を中心に——」(『経済学研究』第57巻2号 九州大学経済学会 1992年)。

李獻章『長崎唐人の研究』(親和銀行 1991年)。

中村質『近世長崎貿易史研究』(吉川弘文館 1992年)。

杉山伸也「長崎貿易の連続性と華僑の活動」(『創文』第280号 1987年7月)。

8 最近、山岡由佳・朱徳蘭両氏が20世紀前半までにおける長崎華商泰益号の歴史を同商号の内部経営及びその貿易活動の両面から克明的復元作業を行った。しかし、同商号が中心とした福建会館の活動について、両氏ともに専門的に論じ

なかった（山岡『長崎華商経営の史的研究』ミネルヴァ書房、1995年。朱『長崎華商貿易の史的研究』芙蓉書房、1997年）。廖赤陽「山岡由佳著『長崎華商経営の史的研究』」、『アジア経済』37卷3号、1996年3月。

9 龍谷直人「1880年代のアジアからの“衝撃”と日本の対応——中国貿易商の動きに注目して——」（『歴史学研究』第608号 1990年7月）。同「アジアからの“衝撃”と日本の近代化——中国貿易商の団結力に注目して——」（『日本史研究』第344期 1991年4月）。古田和子「上海ネットワークの中の神戸——外国綿製品を運ぶ中国商人」（近代日本史研究会編『年報 近代日本研究 14』 山川出版社 1992年）。同「アジアにおける交易・交流のネットワーク」（平野健一郎編『地域システムと国際関係』 東京大学出版会 1994年）。廖赤陽「長崎華商『泰益号』の交易ネットワークについて——二十世紀前半の廈門貿易を中心に——」（『社会経済史学』第59卷6号 1994年3月）。同「ネットワークの『交錯』——1900～30年代の閔門貿易と中日商人——」（『歴史学研究』第691号 1996年11月）。

10 前掲注7、山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』、同『近世日中貿易史の研究』。

11 前掲注7、『長崎市史 地誌編 佛寺部下』。

12 前掲注2、内田直作『日本華僑社会の研究』。

13 傅衣凌『明清時代商人及商業資本』（〔北京〕人民出版社 1956年）。

14 唐・宋・元・明・清諸時代における福建商人の内外貿易とその背景について、以下の論著を参照：日比野丈夫「唐宋時代の福建の開発」（『東洋史研究』第43号）／斯波義信『宋代商業史研究』（風間書房 1979年再版）／吳泰・陳高華「宋元時代の海外貿易と泉州港の興衰」（中国海外交通史研究会・泉州海外交通史博物館『海交史研究』第1期 1978年）／同「泉州三大外銷商品——糸・瓷・茶」（同上誌第3期 1981年）／中国海外交通史研究会編『泉州海外交通史料匯編』（〔泉州〕同会 1983年）／李東華『泉州与我国中古的海上交通』（〔台湾〕学生書局 1986年）／莊為璣『古刺桐港』（〔廈門〕廈門大学出版社 1989年）／小葉田淳「明代泉漳人の海外通商發展——特に海澄の餉税制と日明貿易に就いて——」（『東亜論叢』第4輯 1941年）／林仁川『明末清初私人海上貿易』（〔上海〕華東師範大学出版社 1987年）／香坂昌紀「清代前期の沿岸貿易に関する一考察——特に雍正年間・福建——天津間に行われていたものについて——」（東北大大学『文化』第5卷1・2期 1971～72年）／松浦章「清代福建の海外貿易」（〔廈門〕『中国社会経済史研究』 1986年第1期）／同「清代における沿岸貿易について——帆船と商品流通——」（小野和子編『明清時代の政治と社会』所収 京都

大学人文社会科学研究所 1983 年)。

- 15 前掲注 7, 宮田安『唐通事家系論考』。同「補遺唐通事家系論考」。
- 16 鄭成功と同時代史研究会編『鄭成功と同時代史研究——目録・解説・展望』(同会, 1994 年)。
- 17 前掲注 7, 劉序楓「清代前期の福建商人」。
- 18 梁嘉彬の考証によれば, 広東十三行の行商のうち, 福建出身者は 9 名も占めていた。同『廣東十三行考』(商務印書館 1937 年)。
- 19 前掲注 7, 山脇悌二郎, 重藤威夫, 浜崎国男, 蒲地典子, 原康記, 杉山伸也諸論著を参照。
- 20 前掲注 9, 龍谷直人「1880 年代のアジアからの“衝撃”と日本の対応」, 同「アジアからの“衝撃”と日本の近代化」を参照。
- 21 宮本又次・阿部武司編『日本経営史 2 経営革新と工業化』(岩波書店 1995 年)。
- 22 前掲注 3, 斯波義信「在日華僑と文化摩擦」。
- 23 もちろん, 商人主導の社会とはいえ, 近代日本における華僑労働者の存在も決して看過できない。居留地体制下でも, その初期の 1869 年で在留中国人の 9 割, 内務省勅令が発布された, 同体制末期の 1899 年でも少なくとも 2 割が労働者であった。1923 年の関東大震災後の在留中国人虐殺事件の直接的原因の一つは, 中日労働者間の職場確保をめぐる争いにあった。1920 年代から 30 年代後半にかけて, 中国人労働者問題はつねに内務省の懸案となっていたのである。山脇啓造『近代日本の外国人労働者問題』(明治学院国際平和研究所 1993 年)。なお, 商業移住と労働移住は, かならずしもはっきりと分類できるものではなく, むしろ社会的上昇移動という連続過程と看做すことができる。
- 24 前掲著 2, 内田直作『日本華僑社会の研究』。蒲地典子「明治初期の長崎華僑」。
- 25 神戸税關『神戸在留華商及其の取引事情』(同税關 1932 年)。前掲注 5, 鴻山俊雄『神戸大阪の華僑』。前掲注 4, 吳柏林『福建会所今昔録』。
- 26 前掲注 5, 西口忠「川口華商の形成」, 前掲注 6, 伊藤泉美「横浜華僑社会の形成」。前掲注 2, 内田直作『日本華僑社会の研究』。
- 27 前掲注 3, 斯波義信諸論文。
- 28 前掲注 2・注 4・注 5, 内田直作・蒲地典子・鴻山俊雄・西口忠・伊藤泉美諸論著。
- 29 前掲注 4, 茅原圭子・森栄茂「福清華僑の日本での呉服行商について」, 吉原

和男「在日福建華僑の組織化過程」。

- 30 前掲注 2, 内田直作『日本華僑社会の研究』。
- 31 付録の『八閩会館規条』(1878 年重訂) を参照。
- 32 内務省警察保局「府県別外国人又ハ外国人関係団体表」(1934 年)。
- 33 「農工商部奏准長崎華商創設商務總会文」(『東方雑誌』第 4 年第 4 期 1907 年)。
- 34 前掲注 32, 内務省警察保局「府県別外国人又ハ外国人関係団体表」。
- 35 同上注。
- 36 福建会館帳簿関係勘定項目(前掲注 1, 福建会館関係資料を参照), 及び前掲注 7, 『長崎市史地誌編 佛寺部下』, 『長崎市史 風俗編』。ちなみに, 会館五廟のうち, 仙人堂は納骨堂であり, 後に福濟寺に移された。
- 37 前掲注 7, 宮田安『長崎崇福寺論考』。
- 38 同会の活動は, 福建長生会関係帳簿に記された(前掲注 1, 福建会館関係資料を参照)。
- 39 「長崎時中学堂沿革事略 自前清光緒三十年九月至中華民国六年五月」(同校 1917 年)。王万年述・馮冕參訂「關於時中學校改革意見書」(1919 年)。
- 40 福建会館晩餐会記録。
- 41 前掲注 4, 蒲地典子「明治初期の長崎華僑」。
- 42 前掲注 7, 中村質『近世長崎貿易史研究』。
- 43 前掲注 2, 内田直作『日本華僑社会の研究』。
- 44 前掲注 7, 布目潮風「明治十一年長崎華僑試論」。
- 45 同上注。
- 46 付録の『八閩会館規条』(1878 年重訂) を参照。
- 47 同会館帳簿形式は収支式簿記法であり, その帳簿組織は, 原簿たる『口清簿』・『草簿』, および元帳たる『総簿』のほか, いくつかの補助帳簿がある。
- 48 前掲注 4, 蒲地典子「明治初期の長崎華僑」。
- 49 『福建会館総簿』(1888~1900 年)。同総簿(1896~1906 年)の「捐縁」・「造会所」欄。
- 50 梁志高・張弘任「解放前上海的物品交易和茶会市場」(『上海市文史資料選輯』1985 年)。
- 51 吳劍雄「紐約市華人の行業与職業變遷」(同『海外移民と華人社会』〔台北〕允晨文化事業出版社 1993 年)。
- 52 上海德大号書簡(1916 年 11 月 1 日, 同月 16 日)。

- 53 もともと、前述の福建会館の帳簿の厘金収入欄から、「福・禄・寿」三等に分けた定額会費、及び挿炉金と臨時会費を引いて、その残額としての定率会費に一千をかければ、同幫の輸出入原価を得られるが、1900 年からの同帳簿は、各商号の所属する「福・禄・寿」の等級に関する記録が省略されたために、同幫の貿易金額についての精確な計算はやはり困難であった。さらに、各商号の会館への申告金額は実際の取引金額より少ないという可能性が充分あるということを考慮に加えれば、同幫華商の実際の輸出入金額は、厘金から求められる価額より大きいと思われる。
- 54 前掲注 9、廖赤陽「長崎華商『泰益号』の交易ネットワークについて」。
- 55 『福建会館議事記録』(1933 年 10 月 18 日)、『福建会館伝単記録』(1937 年 9 月 29 日、1938 年 2 月 24 日)。
- 56 上掲『福建会館伝単記録』(1936 年 12 月 23 日、1937 年 1 月 23 日)。
- 57 同上記録(1938 年 8 月 19 日)。
- 58 同上記録(1938 年 9 月 3 日、同月 5 日)。ちなみに、1948 年に市役所から三寺を返還した。
- 59 1940 年 10 月 4 日から、同会館の名称使用が停止されて、その後、1948 年に出された通知には、福建会館の名称が再び現れた。(同上記録、1940 年 10 月～1948 年 3 月)。
- 60 統制貿易政策実施以前、在日華商が日本の対外貿易に占める取扱率の算出については、今後の作業として残された。ただし、神戸の例のみを見ると、1930～31 年、同港華商の輸出額はおよそ年平均 8 千万円と推定される。1930 年、神戸港対華中・華南及び南洋地域の輸出額は 1 兆 5 千余万円があり、華商の取扱率はそのうちの 3 / 5 以上を占めていた。(前掲注 25、神戸税関『神戸在留華商及其の取引事情』)。
- なお、対外貿易の整備統合が完了した 1942 年 10 月、円ブロック向貿易を行う神戸華商は、一丸興亞株式会社の名のもとで統合された。統合に際し、日商との合併に反対して海産物の総実績 240 万円を日商に譲渡し、陸産物（椎茸寒天など）180 万円の実績を統合、割当数に応じて取引するようになった(前掲注 5、鴻山俊雄『神戸大阪の華商——在日華僑百年史——』)。
- 61 前掲注 3、斯波義信「在日華僑と文化摩擦」。
- 62 神戸泰益号書簡、1906 年 2 月 26 日(着信)、同年(旧暦) 5 月 15 日(着信)。
- 63 濱下武志『香港—アジアのネットワーク都市』(ちくま新書 1996 年)。

- 64 廖赤陽「フィリピン左派爱国華僑の組織の変容——フィリピン華僑・華人の國家アイデンティティに関する歴史的考察——」(原不二夫編『東南アジア華僑と中国——中国帰属意識から華人意識へ——』(アジア経済研究所 1993年)。
- 65 馮自由『華僑革命開国史』((台北) 商務印書館 1953年)。陳徳仁編著『辛亥革命と神戸』(孫中山記念館 1986年)。
- 66 Cushman, Jennifer W. and Wang Gungwu, eds. : *Changing Identities of the Southeast Asian Chinese since World War II*. Hong kong : Hong kong Univ. Press, 1988. 濱下武志「『華僑』史に見える社会倫理——華僑—華人—華裔のアイデンティティ——」(『思想』第801号 1991年3月), 前掲注63, 原不二夫編『東南アジア華僑と中国』。

八閩會館規條

茲我八閩會所創自同治七年。己巳為始公議行另進出貨抽厘。店舖按四季納費以充公項而備要需。於是設立帳箱銀櫃各一、以一家管帳、一家管櫃、挨定司月、輪流掌管、上承下接、幾二十年矣。至光緒十三年蠟月、乃恒記号司月管帳、因冬季厘金未齊、致箱子簿籍未曾交過、不料戊子十四年正月十一夜、猝遭回祿、所有帳簿書券、同為灰燼、稽考無從。幸銀櫃尚存大記號、爰即公同檢點、復立新簿、紀載實數、仍照挨定司月掌管。今將會館所掛議規、照條繕錄、以循旧章而備參考。其有未盡事、宜重議定妥、陸續登載、以昭慎守。特此公啓。

- 1、議會館董事、當公同議聘才望兼優者、正副各一、總理司務。凡我同人、宜遵約束、除各行家自行報關外、各時事稟單、均屬總理出名呈稟。如關係大事、務要衆行家麟集公同計議、或應公衆聯名蓋印、躊躇向前。
- 2、議我同人、倘有唇舌滋端、務必投訴總理、或為調處勸和、或為傳衆公論、司董事者務祈秉公、無分厚薄。
- 3、議有事傳衆、必經總理寫單、司月蓋印、副理為之遍傳。凡我同人見單不赴者、公同議罰。或遇家長不暇、遣友代行、必擇有主持者方可當場議事、不能推說回問家長。成議之後、不准翻悔。
- 4、議非公事傳衆、該事主宜備金式片充作茶費、方免濫費公項。
- 5、議我幫同人務其各安份守己、萬一被幫外欺凌、總理務為傳衆公論、應否計較、臨時酌議。
- 6、議凡為數目負欠滋端者、皆由交厚深信、以致拖負無償、公衆只可為之協力排解、所有破費、自行支理。
- 7、議凡我同人、如有作姦犯科、公論應當送官懲治、或議逐回原籍、決難袒庇、各宜自愛。
- 8、議抽厘除金銀錢鈔外、無論進出口粗細等貨、一概照兌値每千片抽厘金壹片、作四季核結、送交司月存櫃。凡兌採値數務各秉誠實報、倘有隱瞞過一成者、察出罰英洋壹百員、充入公項。至水客自行絳手、亦須報歸行內登冊、以便抽厘。
又、各埠貴客寶號、無論本幫外幫、既投入吾行、當一例抽厘、方無張冠李戴之弊。
- 9、議凡我同人、統後有欲新張字号、務要捐洋參拾元充入公項、如老字号更改、毋庸議捐。
- 10、議我幫舖戶、分福・祿・壽三等、逐季輸捐。福字每季應捐洋參員、祿字每季應

捐洋壹員五角、壽字每季應捐洋半員。定三・六・九・十二月四季徵收。務祈踴躍輸納。倘有不遵輸納者、如有滋事、會館不管。

- 11、議凡厘金進出、設立帳簿、遂月存結、輪班經管、每月兩号同理、一管鎖匙、一管銀櫃。如欲支付公項、該司月出單達衆、公同允諾方許支給。
- 12、議所抽厘金、倘不敷費用、仍從本年抽數加派。其加派之項、各行家應自墊補、可免加客號。
- 13、議我幫窮苦、不能成殮者、每名施助棺一具、外給金五片。
- 14、議我幫窮苦、無路營生、欲回乏費者、公司每名給洋陸員、以助盤費。如遇我幫有租賃舢舨、無論行家客号、每船擬配三名、每名貼伙食英洋武員、此數亦在陸員之內。該各船主至祈勉力遵行（乙亥年十二月停止）。
- 15、所議条款、例在必行。所有應當條款、未及議內者、再行填載。凡屬同人、各宜凜遵。如有違背條約者、即將該號標名屏出、其已交厘金、亦不得取回、以伸信誼。
- 16、凡我同行、重訂行仲、一應進口貨扣仲三分、出口貨加仲一分、公同画一、以平允當。
- 17、正副總理二名、每年辛俸登載入冊。光緒戊寅年重議、就幫中推舉董事、免開辛俸、雇館丁宅名、每年半俸登載入冊。
- 18、會館雜費、司月經理登冊、年終計結。
- 19、重議會館應置器具、或修理、以及施助應酬、需費公項、如在五兩之數、司月可出主意、毋庸衆議。數目過格者、仍照前規。

以上條規承

光緒戊寅年秋八月、舉立董事蕭敬輝

i 以上的定款の順番付けは筆者によるものである。

ii 上掲規条の漢字は、すべて日本の活字に直し、さらに、句読点をつけ加えた。

補記：

この研究においては、まず指導教官の濱下武志・岸本美緒、および国際基督教大学の斯波義信、長崎華僑研究会の市川信愛諸先生のご指導・ご激励に感謝申しあげます。なお、論文の作成にあたり、同ゼミの川島真をはじめ、専修大学の黨武彦、金澤大学の古市大輔、徳島大学の帆刈浩之、中部大学の菊池秀明、台灣中央研究院の鐘淑敏諸先生に多大な労をかけた。これらの方々に改めて深謝の意を表したい。